

第2章

ASEAN 諸国

1. タイ	57
関税	57
関税構造	57
基準・認証制度	58
鉄鋼製品の強制規格	58
サービス貿易	58
外資規制等	58
知的財産	60
模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題	60
2. ベトナム	61
セーフガード	61
鉄鋼半製品、棒鋼等に対するセーフガード措置及び反迂回調査	61
基準・認証制度	61
輸入自動車認証制度	62
サービス貿易	62
(1) サイバーセキュリティ法	62
(2) 個人情報保護政令案	63
知的財産	64
模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題	64
3. インドネシア	65
内国民待遇	65
(1) 小売業に関するローカルコンテンツ要求	65
(2) 輸入時所得税前払い制度及び税率引き上げ措置	66
数量制限	66
(1) 輸入制限措置（鉄鋼製品、繊維製品、電気製品等）	66
(2) 丸太・製材等の輸出規制等	68
(3) 鉱物資源輸出規制及びローカルコンテンツ問題	68
関税	70
関税構造	70
アンチ・ダンピング	71
日本製冷延鋼板に対する AD 措置	71
セーフガード	72
(1) カーペット及び敷物類に対するセーフガード措置	72

(2) アパレル製品に対するセーフガード措置	72
貿易関連投資措置	73
(1) LTE 機器等に対するローカルコンテンツ要求	73
(2) テレビ等におけるローカルコンテンツ要求措置	73
基準・認証制度	74
鉄鋼製品の強制規格	74
サービス貿易	74
(1) 外資規制等	74
(2) 貨物留保	76
知的財産	76
(1) 水際での損害差止め措置	76
(2) 日インドネシア EPA の履行問題	77
(3) 特許の国内実施義務	77
(4) 医薬品等の特許保護（既知の化合物の新規形態・用途）	78
(5) 模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題	78
4. マレーシア	79
内国民待遇	79
(1) 自動車に関する内国税の適用に関する問題及び AP 制度に基づく輸入制限問題	79
(2) 国産自動車部品の物品税免除制度	79
数量制限	79
(1) 丸太の輸出規制等	79
(2) 鋼板の輸入免除枠制度	80
関税	80
関税構造	80
基準・認証制度	81
鉄鋼製品の強制規格	81
サービス貿易	81
外資規制等	81
5. フィリピン	81
数量制限	81
未加工鉱石に対する輸出制限	81
関税	82
関税構造	82
サービス貿易	82
外資規制等	82
6. ミャンマー	85
サービス貿易	85
外資規制等	85

1. タイ

関 税

関税構造

*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。関税、関税率、譲許率、譲許税率の定義は、第5章1を参照。

<措置の概要>

関税法、関税率布告及び関係法規において、一般税率、ASEAN共通効果特惠関税 (CEPT) 税率、各種経済連携協定 (EPA) 税率、一般特惠関税制度 (GSP) 税率及び世界的貿易特惠関税制度 (GSTP) 税率などが規定されている。対日輸入適用税率には、MFN税率、日・タイ経済連携協定 (日タイEPA) 税率、日・ASEAN包括的経済連携 (AJCEP) 協定税率又は地域的な包括的経済連携 (RCEP) 協定税率等が適用される。また、輸出を前提として輸入される物品や素材に対する関税優遇措置 (関税払戻など) がある。

タイは、製造業の競争力強化等を目指した関税構造調整の一環で、実行関税率の削減を実施している。2003年9月にタイ政府はゴム製品、繊維製品、鉄鋼製品、一般機械、電気機械など1,391品目の関税引き下げを閣議決定し、原則、完成品は10%、半完成品は5%、原材料は1%に引き下げられた。また、自動車のCKD (組み立て) 部品も33%から30%に引き下げられることになった。

しかし、タイの2021年時点の非農産品の単純平均実行関税率は8.4%であり、特に衣料品 (平均29.6%)、輸送機械 (平均22.8%) 等の高い譲許税率が存在する。個別品目としては、自動車 (最高80%)、洗濯機・冷蔵庫 (最高30%) 等がある。また、2021年時点の非農産品の単純平均譲許税率は25.7%であった。譲許率については輸送機械の25.2%をはじめとして相対的に低く、非農産品の譲許率は71.5%にとどまっている。非

譲許品目としては、自動車部品 (最高30%)、自転車 (最高30%) 等がある。

<懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限り WTO 協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済厚生を高めるという WTO 協定の精神に照らし、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

また、譲許率が低いことや実行関税率が譲許税率を下回って乖離していることは、WTO 協定上問題はないが、当局による恣意的な実行関税率操作を可能とするため、予見可能性を高める観点から、非譲許品目が譲許されること、また、譲許税率が引き下げられることが望ましい。

<最近の動き>

IT 製品の市場アクセス拡大の促進に向けて、2015年12月に妥結されたITA拡大交渉 (詳細は、第II部第5章2.(2) ITA (情報技術協定) 交渉を参照) について、タイは、2016年7月から対象品目201品目の関税撤廃を開始した。例えば、高関税品目としては、ステイックコンバーター (35%)、電気制御盤等の部分品 (35%)、インクカートリッジ (30%) 等が挙げられる。これらを含む全対象品目の関税が2023年までに完全に撤廃されることになる。

また、2015年1月5日付財務省通達 No.0518/Wor982 において、MFN 税率 (タイの関税率表では General Rate (Section 12)) の大幅な変更が行われた。これは WTO ウルグアイ・ラウンドでのコミットメント (2012年1月10日付) を実行に移したものの、同通達は2015年1月1日に遡って適用された。

なお、2007年11月に日タイ EPA が発効したことで、我が国から輸出する自動車部品 (生産用部品) や鉄鋼製品等の関税が撤廃され、市場アクセスの改善が図られた。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、2020年4月、財務省は2020年3月から2020年9月までの期間において、薬品 (12品目)、医療機器 (38品目: 検査機器やマスクなど) 及び洗浄・消毒用有毒物質 (2品目: 次亜塩素酸ナトリウム濃縮液、過酸化水素濃縮液) に対する関税を一時的に免除する措置が行う旨発表された。なお、本措置は、2021年4月、2022年3月まで延長された。その後、本措置

は延長されず失効した。

基準・認証制度

鉄鋼製品の強制規格

<国際ルール上の問題>

TBT 協定第 2.2 条において、「強制規格は、正当な目的が達成できないことによって生じる危険性を考慮した上で、正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的であってはならない」としている。タイ工業標準機関 (TISI) は、本強制規格の目的は、鋼材の品質向上を通じた消費者安全や健康確保であると主張しているが、これらの政策目的は、鉄鋼製品のような中間財への規制では達成することができず、むしろ最終製品の安全規制により達成されるべきものであると考えられる。したがって、本制度は、その政策目的に照らして過剰な規制である疑義があり、TBT 協定第 2.2 条に違反する可能性がある。

<措置の概要>

1993 年に導入された鉄鋼製品への強制規格に関し、タイ工業標準機関 (TISI) は 2016 年 8 月、タイ工業規格 (TIS) 認証及び認証維持審査 (輸入許可証取得) に係る規則を変更した。また、2017 年 3 月には、形鋼の強制規格を改定したほか、電気亜鉛メッキ鋼板 (EG) について強制規格を導入している。また、熱延鋼板及び冷延鋼板等についても強制規格が見直されており、今後も様々な鋼材への強制規格の改正・新規導入を検討している。

<最近の動き>

本制度については、日タイ鉄鋼対話等の二国間協議において、中間財である鉄鋼製品に対し強制規格を導入することは、最終消費者保護の観点からは不要である旨、繰り返し指摘をしている。

引き続き、本措置が貿易制限的な規制とならないよう運用状況を注視していく必要がある。

サービス貿易

外資規制等

<措置の概要>

タイでは、外国人事業法 (1999 年改正、2000 年 3 月施行) に基づき、規制業種を 3 種類 43 業種に分け、それらの業種への外国企業 (資本の 50%以上が外国人所有の法人) の参入を規制している。エンジニアリング業、会計サービス、広告業等ほとんどすべてのサービス業が含まれており、参入可能な業種は一定規模以上の貿易仲介や卸売・小売、建設業などに限られており、外国企業がタイでサービス業を行うことは非常に難しい状況にある。

タイにおける主な外資制限は<図表 I-2-1>のとおりである。

(米タイ友好経済関係条約におけるタイの外国人事業法の最恵国待遇免除)

米タイ両国は、1966 年、友好経済関係条約を締結 (ほぼ全てのサービス業が対象だが、通信、輸送、資産運用、銀行、土地・天然資源開発、国内農産物の国内輸送等の分野は除外。) 。同条約では、米国企業は上記の外国人事業法の適用が免除され、商業登録の際にタイ企業と同基準の審査を受けるだけで良いとされており、米国以外の外国企業が外国人事業法に基づく審査を受ける必要があることと比較して優遇されている。タイは当該措置について GATS の約束表で MFN 義務免除措置として 10 年間の免除登録をしているが、MFN 義務の免除期間が終了しているにもかかわらず、引き続き優遇措置を受けている米国企業が見受けられる。

<国際ルール上の問題点>

米タイ友好経済関係条約におけるタイの外国人事業法の MFN 免除に関しては、MFN 義務は、多角的に貿易自由化を進める上で最も重要な原則の一つであり、義務免除措置はその原則からの例外的な逸脱であって、GATS 第 2 条 (MFN) の免除に関する附属書 6 でも、免除期間は原則 10 年を超えてはならないとされているところ、本免除は早期に撤廃されるべきである。また、同附属書 5 によれば、MFN 免除は当該免除に定める日に終了すると規定されているところ、本免除措置はタイの約束表上、継続期間は 10 年と明記されており (始期を

1995年1月1日とすれば終期は2004年12月31日)、当該期間の経過により免除期間は終了していると解すべきである。よって本件措置は免除期間を過ぎており、米国企業が優遇措置を受ける場合は、GATS 第2条第1項違反の可能性が高いと考えられる。

今後、機会を捉えて、タイ政府が GATS 総合的な対応をとるよう、働きかけていく。

<最近の動き>

2007年4月に署名、11月に発効した日タイ EPA により、卸売・小売サービス、保守メンテナンスサービス、ロジスティクス・コンサルティング、広告サービス、ホテル・ロジキング・サービス、レストランサービス、海運代理店サービス、カーゴハンドリングサービスに関し、タイは外資比率等を含めて約束を改善した。近年、飲食分野を中心に観光・小売の分野などでも我が国のサービス産業の進出も活発化してきており、我が国は、二国間政策対話や EPA のフォローアップ会合等で外資制限の緩和を促していく。

なお、外資系企業によるタイ人所有の会社を挟むことによる間接的な出資を契機に、2006年から2007年にかけては、外資系企業に対する出資上規制の厳格運用と外資の参入規制する業種を見直すといった外国人事業法改正の問題が取り沙汰されていたが、その後同改正案は立法議会での採決で反対多数となり、取り下げられた。2016年7月の閣議決定において、商業銀行業務に関連する事業、アセットマネジメント業、駐在員事務所の設立等が外国人事業法から除外することが承認され、2017年6月に施行された「外国人が許可取得を不要とするサービス業の指定」により、外国法人の駐在員事務所が外国人事業法から除外された。我が国は、外資制限強化に関する法律改正の動向を注視し、在タイ日本大使館から懸念をタイ政府に伝達してきたが、今後とも、法改正の動向及び進出日系企業への影響について、注視が必要である。

＜図表 I-2-1＞タイにおける主な外資制限

分野	規制の概要
銀行	銀行分野については、外資出資比率及び外国人役員比率が 25%以下に制限される一方、中央銀行の承認があれば 49%までの外資保有及び 50%までの外国人役員比率の引き上げが可能。また、財務省の承認があれば、49%を超える外資保有も可能。外国銀行は、支店形態から子会社形態に移行した場合には、一定条件の下最大 20 支店を開設すること等が許可されており、これまでに外国銀行 2 行に現地法人設立のライセンスが付与された。
保険	保険分野については、外資出資比率及び外国人役員比率が 25%以下に制限される一方、保険当局の承認があれば 49%までの外資保有及び 50%までの外国人役員比率の引き上げが可能。また、財務省の承認があれば、49%を超える外資保有も可能。
電気通信	2001 年には通信会社の外資出資比率の上限を 49%から 25%に制限する「電気通信事業法」が施行されたが、GATS 上の約束である 2006 年の通信分野の自由化をうけて、2006 年 1 月に法改正が行われ、外資比率上限が 50%未満に緩和された。規制緩和実施の翌営業日に、シン・コーポレーションの株がシンガポールに売却されるなど、外資参入が行われたものの、本件売却によって議決権比率を通じた実質的な支配権が外資事業者に移ったため、タイ政府は外資規制を迂回したものとして問題視しており、2006 年の外国人事業法改正作業（後述）の端緒ともなった。 2011 年、通信事業と放送事業を一元的に監督する国家放送通信委員会（NBTC）が発足した。2012年、NBTC は、「外国人による事業支配」に該当する具体的事例を定める告示を施行した。同告示は、電気通信事業者に外国人による事業支配の状況を定期報告させることを義務付けている。
流通	外資参入が可能となるのは、小売業については最低資本金が 1 億バーツ以上で一店舗あたり最低資本金が 2,000 万バーツ以上となる場合、卸売業は最低資本金 1 億バーツ以上の場合。この条件を満たさない場合には、他業種と同様、外資の上限は 50%未満。なお、これとは別に規制業種として「飲食物販売業」が存在するため、スーパーマーケットのように食品を扱う小売への参入は、外資 50%未満の制限がかかることになる。

知的財産

模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題

＜現状＞

我が国関係機関の調査（※JETRO による「タイにおける模倣品流通動向調査」2022）によれば、模倣品・海賊版の多くが中国などのタイ国外から流入している。タイ知財局のウェブサイトによると、2021年の税関差止件数は 484件と前年の1,541件から大幅に減少している。一方で警察の取り締まり件数は 1,381件と前年の1,685件から減少している。

知的財産権侵害に対する不十分な取り締まり体制や、刑罰の低さなどは模倣品・海賊版の流通拡大に繋がるため、今後も引き続き注視する必要がある。

＜懸念点＞

知的財産に関して新興国・途上国に共通する重大な問題のひとつは、模倣品・海賊版等の不正商品の製造・流通による知的財産権侵害が多数発生していることと、これらの知的財産権侵害を除去するための権利行使の実効性が十分に確保されていないことである。

知的財産に関する実体規定を整え、制度を創設・整備することだけでは、権利が十分に保護されることにはならない。権利の十分な保護のためには、権利取得の面では、権利を付与、登録する機関の事務が適切かつ効率的に運営されること、侵害行為に対する権利行使の面では、

司法手続による救済措置、税関による国境措置、刑事上の取締・制裁等により、効果的かつ迅速に権利侵害に対処できることが不可欠である。

TRIPS 協定では、相当部分がこれらの権利行使に関する規定に充てられ（第 41 条～第 61 条）、加盟国に対して、効果的かつ迅速な措置を可能とするように国内法制度を確保することを義務付けている（第 41 条）。また、日タイ EPA においても、知的財産の十分に効果的かつ無差別的な保護を与え、及び確保し、知的財産の保護に関する制度の効率的かつ透明性のある運用を促進し、並びに侵害、不正使用及び違法な複製に対する知的財産権の行使のための措置をとることや（第 122 条）、知的財産の保護についての啓発（知的財産の使用及び知的財産権の行使についての教育及び普及の計画を含む。）を促進するための必要な措置をとること（第 128 条）、知的財産の保護に関する制度の効率的な運用を確保するため、知的財産に関する自国の行政上の手続を簡素化するための適切な措置をとることも義務づけられている（第 126 条）。

このような規定に照らすと、効果的かつ迅速な権利行使が得られない場合には、これらの協定の義務に違反する可能性がある。

2. ベトナム

セーフガード

鉄鋼半製品、棒鋼等に対するセーフガード措置及び反迂回調査

鉄鋼半製品、棒鋼等に対するセーフガード措置（原 SG 措置）については、2017 年版不正貿易報告書 117 頁参照。

反迂回調査については以下のとおり。

<措置の概要>

2018 年 7 月 26 日、ベトナム商工省は、線材、鋼線に対する反迂回調査を開始する旨、官報で告示した。

本調査の対象となる品目は、原 SG 措置の対象品目（ピレット、棒鋼・線材）の 2 次加工製品であり、これらの製品の輸入増加を理由とした調査を開始し、2019 年 5 月、追加課税を決定し、線材、鋼線に対して、原 SG 措置と同率の 10.9%の追加課税を開始した。（課税期間は 2019 年 5 月 28 日～2020 年 3 月 21 日）

また、2020 年 3 月 20 日、ベトナム商工省が措置を3年延長する旨、官報で公示した。（課税期間は 20 年3月22日～2023年3月21日）

更に2022年11月4日、ベトナム商工省は第2回目の延長調査を開始する旨、官報で公示した。

<国際ルール上の問題点>

ベトナム政府は、「貿易救済措置の回避行為の防止」と称し、セーフガードを含む全貿易救済措置に適用できる反迂回措置を国内法で規定し、本反迂回調査を開始したようであるが、同国内法の制定も、本反迂回調査も、WTO には未通報の状態である。

セーフガード措置は、「権限のある当局が調査を行った後にのみ」可能（セーフガード協定第 3 条第 1 項）であるため、新規セーフガード措置であるなら、本調査単独でセーフガードの適用要件を充足することが必要である。また、原調査の調査対象品目の見直しであるなら、当該見直しを踏まえた対象品目全体でセーフガード適用要件の充足を確保すべく、調査の目的を明示すべきである。

同時に、本反迂回調査対象は、原 SG 措置では除外されているもの、ベトナムで生産実績のない（＝競争関係がない）製品も含まれており、国内産業への損害がなく、セーフガードの適用要件を充足していない（GATT 第 19 条第 1 項(a)）。

<最近の動き>

我が国はベトナム政府に対し、上記国際ルール上の問題点についてセーフガード委員会や二国間で懸念を表明している。引き続き日本製品への影響の軽減に向け情報収集を行い、ベトナム政府に対して必要に応じた働きかけを行う。

基準・認証制度

輸入自動車認証制度

<措置の概要>

ベトナム政府は、2017年10月17日、自動車の生産、組立て、輸入及び保証・保守サービス事業に関する条件を定める政令116号(116/2017/ND-CP)を公布し、2018年1月1日に施行した。また、同年1月24日に政令116号の実施規則である通達3号(03/2018/TT-BGTVT)を公布し、3月1日に施行した。これらにより、ベトナムに輸入される自動車に対して、「輸入ロット(1船)ごとに、ベトナム当局による車種別の排ガス検査・安全品質検査を受けること」が義務付けられた。規定どおりの検査を行った場合、1回の輸入につき検査に時間がかかり、国内販売までの期間が長期化する懸念がある。

<国際ルール上の問題点>

ベトナム国内で使用される車両は、国内の排ガス基準や安全基準に適合する必要がある。これらの適合性については、従来、国産車、輸入車ともに、新車種のメーカーの品質保証の資料を提出することにより確認されていた。しかし、政令116号により、輸入車は、輸入ロット(1船)ごとに、ベトナム当局による車種別の排ガス検査及び安全性検査を受けることが義務付けられた。一方で、国産車については、具体的な検査時期は不明であるものの、一度受けた検査結果は、36か月間有効とされている。このことから、輸入車のみ検査頻度が大幅に多くなっており、国産車と比較して不利な状況となる場合、TBT協定第5.1.1条に違反する可能性がある。

<最近の動き>

2017年10月に政令116号が署名されて以降、在ベトナム日本政府大使館からの口上書の発出、WTOのTBT委員会での日本政府からの懸念表明、経産大臣からベトナム商工大臣への懸念伝達などの対応を行った。また、産業界からも、現地の商工会等を通じてベトナム政府担当者への働きかけを行っているところである。

累次に渡る働きかけの結果、2019年11月には、政令116号を改正する旨のTBT通報がされ、2020年政令17号として2020年2月に同改正が施行された。また、同年2020年2月には2018年通達3号を一部改正する通達5号(05/2020/TT-BGTVT)が公布され、同年4月に施行された。これらの結果、

ロットごとの検査は最長で3年に1回の検査となり、負担が軽減された。しかし、検査対象の車両の抽出方法等、運用面での懸念は残っており、今後とも注視が必要である。

サービス貿易

(1) サイバーセキュリティ法

<措置の概要>

本法(2019年1月施行)は、一定の国内外の企業に対して、ベトナム国内にデータを保存する義務を課すとともに、一定の外国企業に対して、ベトナム国内に支店又は代表事務所を設置する義務を課していたが、本法の明文上、それらの義務の具体的な内容は明らかではなかった。

ベトナム政府は、2022年10月、上記国内保存義務及び国内支店等設置義務の具体的な内容にも言及する政令53号(公安省主管)を施行した。本政令は、国内事業者(ベトナム法に基づき設立・登録され同国に本店を置く事業者)に対して、「対象データ」(①サービス利用者の個人情報、②サービス利用者が作成したデータ(例:利用者のアカウント名やIPアドレス)、③サービス利用者のつながりに関するデータ(例:サービス利用者の友人関係))をベトナム国内に保存する義務を課している。これに対して、ベトナム国内のサービス利用者(一定のサービスを提供する「外国事業者」(外国法に基づき設立・登録された事業者)に対しては、当該サービスが、公安省が通知し対応等を要請したサイバーセキュリティ法に違反する行為に利用され、「外国事業者」が当該要請に応じなかった場合等において、「対象データ」の国内保存義務とともに、ベトナム国内での支店又は代表事務所の設立義務を課している。

また、インターネットサービス及びオンライン情報の管理、提供及び利用に関する政令2013年72号の修正稿(2021年11月公表・本報告書執筆時点において未成立、情報通信省主管)は、例えば、データセンターサービスについて、ベトナム組織及び個人であるサービス利用者のデータは、ベトナム国内に保存しなければならないとしている。また、本

修正稿は、ソーシャルネットワーキングサイト及びモバイルネットワーク上の情報コンテンツサービスの提供者に対し、ベトナム国内のサーバ設置を義務付けている。

<国際ルール上の問題点>

グローバルに事業を展開する外国事業者は、一般的にベトナム国外のサーバやクラウドサービスを利用して、収集したデータを一元的に管理していると推察される。したがって、国内保存義務により、ベトナム国内に別のサーバを用意することになると、追加的な負担が発生し、市場参入や事業継続検討時の懸念材料になると同時に、ベトナム国内でデータを集約し管理している事業者に比べて、事実上不利な競争条件に置かれる可能性がある。このように、外国事業者がベトナム国内事業者よりも事実上不利に扱われる場合は、GATS 第 17 条並びに CPTPP 協定第 9.4 条及び第 10.3 条の内国民待遇義務に違反する可能性がある。

また、ベトナムは CPTPP 協定及び RCEP 協定において、情報の自由な越境移転の原則及びコンピュータ関連設備設置要求禁止に合意しており（CPTPP 協定第 14.11 条及び第 14.13 条、RCEP 協定第 12.15 条及び第 12.14 条）¹、政令 53 号に基づく「対象データ」の国内保存義務規定は、これらの規定に抵触する可能性がある。

さらに、政令 53 号により、一定の「外国事業者」は、ベトナム国内における支店又は代表事務所の設置義務を課される可能性があるが、サービスの提供にあたって、特定の形態を要求する措置を禁じた GATS 第 16 条の市場アクセス義務や、自国の領域において代表事務所若しくは何らかの形態の企業設立を要求する措置を禁じた CPTPP 第 10.6 条に違反する可能性がある。

<最近の動き>

サイバーセキュリティ法については、2018 年 3 月に実施されたパブリックコメントの際に日本政府から意見提出を行ったほか、2017 年 10 月以降の

WTO サービス貿易理事会において、米国と共同でサイバーセキュリティ法について議題登録し、上記の問題点について懸念を表明してきた。2021 年 4 月に行われた WTO 対ベトナム貿易政策検討会合（TPR）においても問題を指摘した。

今後も本法及び関連法令の施行及び運用の状況につき引き続き注視するとともに、関係国と連携しつつ、WTO サービス貿易理事会等を通じて、外国企業が不利に扱われることのないよう求めていく。

（2）個人情報保護政令案

<措置の概要>

2021 年 2 月、ベトナム政府は、サイバーセキュリティ法等に基づき本政令案を公表した（本報告書執筆時点において未成立）。

本政令案は、下記の条件を全て満たす場合にベトナム国民の個人情報を国外移転できると規定している²。

- a) 移転に関する本人同意
- b) 原データの国内保存
- c) 移転先地域の個人データ保護水準に関する十分性証明書の交付
- d) 個人情報保護委員会の書面による承諾また、データ主体が自らの正当な利益を守ること等が不可能又は難しい場合等には、個人データの越境移転を終了しなければならないとされている。

<国際ルール上の問題点>

本政令案は、原データの国内保存を越境移転要件の一つとしている。グローバルに事業を展開する外国事業者は、一般的にベトナム国外のサーバやクラウドサービスを利用して、収集したデータを一元的に管理していると推察される。したがって、国内保存義務により、ベトナム国内に別のサーバを用意することになると、追加的な負担が発生し、市場参入や事業継続検討時の懸念材料になると同時に、ベトナム国内でデータを集約し管理している事業者に比べて、事実上不利な競争条件に置かれる可能性がある

¹ CPTPP協定においては、ベトナムのサイバーセキュリティ法又はサイバーセキュリティ関連法令に基づく措置について、発効後5年間紛争解決の規定の適用外とする旨のサイドレターを、日本政府とベトナム政府との間で交わしている。

² 別途個人データの越境移転が可能となる場合が定められており、これらの 4 つの条件を全て満たす必要があるかについては議論がある。

る。このように、外国事業者がベトナム国内事業者よりも実質的に不利に扱われる場合は、GATS 第 17 条並びに CPTPP 協定第 9.4 条及び第 10.3 条の内国民待遇義務に違反する可能性がある。

また、ベトナムは CPTPP 協定及び RCEP 協定において、情報の自由な越境移転の原則及びコンピュータ関連設備設置要求禁止に合意しており（CPTPP 協定第 14.11 条及び第 14.13 条、RCEP 協定第 12.15 条及び第 12.14 条）、本政令案は、運用によっては、これらの規定に抵触する可能性がある。

<最近の動き>

日本政府は、2021 年 4 月に実施されたパブリックコメントの際に意見書を提出したほか、2021 年 4 月の WTO 対ベトナム TPR や WTO サービス貿易理事会等の場で、本政令案に対する懸念を表明してきた。

今後も上記法令等の施行及び運用の状況を注視するとともに、関係国と連携しつつ、WTO サービス貿易理事会等を通じて、改善・明確化に向けた議論を進めていく。

知的財産

模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題

<現状>

我が国関係機関の調査（※JETRO「中越国境における中国からベトナムへの模倣品流通実態調査」2016）によれば、模倣品・海賊版の多くが中国から流入しているものの、税関での差止件数は数十から百件程度との報告がなされており、税関では不正商品のごく一部を差し止めているのみと考えられる。

加えて、他の調査（※JETRO「ベトナムにおける模倣品流通実態調査」2020）によると、電気製品・家電製品、衣服、バイク及び自動車部品を中心として、様々な市場で模倣品が見られるとの報告がある。

この点、ベトナムは、密輸・模倣品・不正売買防止を指導する国家委員会（389 指導委員会という政府横断組織）を有しており、模倣品・海賊版の摘発

の強化等が近年見られる一方、広範な製品についての模倣品・海賊版が、依然として市場に出回っている状況にあるとの報告もされている（ICC BASCAP「PROMOTING AND PROTECTING INTELLECTUAL PROPERTY IN VIETNAM」（2019 年 5 月））。

さらに、他の調査（出版広報センター海賊版対策ワーキンググループ「ベトナムを発信源とする海賊版サイトの伸長に関して」2020 年 10 月）によると、海賊版サイトにおいて漫画の著作権侵害が広く行われているところ、アクセス数上位 10 サイトのうち 5 サイトの IP アドレスがベトナムであるとの報告がされている。

このように知的財産権侵害が収束する兆しがみられない背景のひとつとしては、侵害実態に対して不十分な取り締まり体制や、権利行使の実効性不足などが挙げられる。

<懸念点>

知的財産に関して新興国・途上国に共通する重大な問題のひとつは、模倣品・海賊版等の不正商品の製造・流通による知的財産権侵害が多数発生していることと、これらの知的財産権侵害を除去するための権利行使の実効性が十分に確保されていないことである。

知的財産に関する実体規定を整え、制度を創設・整備することだけでは、権利が十分に保護されることにはならない。権利の十分な保護のためには、権利取得の面では、権利を付与、登録する機関の事務が適切かつ効率的に運営されること、侵害行為に対する権利行使の面では、司法手続による救済措置、税関による国境措置、刑事上の取締・制裁等により、効果的かつ迅速に権利侵害に対処できることが不可欠である。

TRIPS 協定では、相当部分がこれらの権利行使に関する規定に充てられ（第 41 条～第 61 条）、加盟国に対して、効果的かつ迅速な措置を可能とするように国内法制度を確保することを義務付けている（第 41 条）。また、日ベトナム EPA においても、知的財産の十分に、効果的かつ無差別的な保護を与え、及び確保し、知的財産の保護に関する制度の運用における効率性及び透明性を促進し、並びに侵害、不正使用及び違法な複製への対処として知的財産権を十分かつ効果的に行使するための措置をとることや（第 80 条）、知的財産の保護に関する制度の効率的な運用を確保するため、知的財産に関する自国の行政上の手続を簡素化するための適切な措置をとること（第 83 条）、知的財産の保護についての

啓発（知的財産の使用及び知的財産権の行使についての教育及び普及の計画を含む。）を促進するための適切な措置をとることも義務づけられている（第 85 条）。

このような規定に照らすと、効果的かつ迅速な権利行使が得られない場合には、これらの協定の義務に違反する可能性がある。

<最近の動き>

2019 年、ベトナム科学技術省が 2030 年までの国家レベルの知的財産戦略を作成した（Decision No. 1068/QĐ-TTg）。同戦略には、知的財産権の執行をより改善し、知的財産権侵害を減少させることが盛り込まれている。

また、2021年4月には、日本国特許庁とベトナム社会主義共和国商工省市場管理総局との間で、知的財産権の保護及び執行における協力に関する覚書（MOC）が締結された。同年11月及び2022年11月には、ホーチミン市において税関・市場管理局等の職員を対象とした模倣品の取締りに関する実践的なノウハウを提供するセミナーが日本国特許庁・JETROの主催で開催された。今後も両国で連携して執行強化が図られていくことが期待される。

3. インドネシア

内国民待遇

（1）小売業に関するローカルコンテンツ要求

<措置の概要>

2012 年 8 月、インドネシア商業省は、フランチャイズ活動に関して、フランチャイザーと中小事業者との事業パートナーシップの強化や国産品の利用促進を目的として、「フランチャイズの実施に関する商業大臣令 2012 年 53 号」を公布した。この規定の中で、「フランチャイザーとフランチャイジーは、原材料、事業設備の利用及び品物の販売において、80%以上の国産の物品あるいは役務を用いる義務を負う」（同規定第

19 条）との措置が盛り込まれた。当該措置に違反したフランチャイザーとフランチャイジーには、書面による警告、フランチャイズ登録証の停止や取り消し、といった行政罰が適用される（同規定第 33 条）。

さらに、2013 年 12 月、インドネシア商業省は、伝統市場、ショッピングセンター、モダンストア（ミニマーケット、スーパーマーケット、デパートメントストア、ハイパーマーケット、卸売の形態で物品を販売するストア）の整備と育成の最適化などを目的として、「伝統市場、ショッピングセンター、モダンストアの整備と育成指針に関する商業大臣令 2013 年 70 号」を公布した（2014 年 6 月施行）。この規定の中で、「ショッピングセンターとモダンストアは取り扱う物品の数量と種類の 80%以上は国産品を提供する義務を負う」（同規定第 22 条）との措置が盛り込まれた。なお、本規定は「商業大臣令 2014 年 56 号」により一部改正され、生産の統一性を必要としグローバルサプライチェーンに由来する商品等を扱うスタンド・アローン・ブランド形態のモダンストア等に対しては、上記義務の適用が除外される旨が明記された。当該措置に違反したショッピングセンターとモダンストアには、書面による警告、事業許可の凍結や取り消し、といった行政罰が適用される（同規定第 38 条）。

<国際ルール上の問題点>

これらの措置は、いわゆるローカルコンテンツ要求であり、国産品との関係で輸入品を不利に扱うものであり、GATT 第 3 条（内国の課税及び規則に関する内国民待遇）第 4 項「いずれかの締結国の領域の産品で他の締結国の領域に輸入されるものは、その国内における販売、販売のための提供、購入、輸送、分配又は使用に関する全ての法令及び要件に関し、国内原産の同種の産品に許与される待遇より不利でない待遇を許与される」に抵触する可能性がある。

<最近の動き>

2013 年 11 月、経済産業省とインドネシア商業省は、各々の流通業を所管する局長を共同議長とする「第 1 回日尼流通政策対話」を開催した。この対話の中で、経済産業省はインドネシア商業省に対して、フランチャイズ事業者に対する輸入品に関する措置の撤廃を要請した。これに対して、インドネシア側からは、措置の撤廃に向けた意向は示されなかった。また、2014

年 6 月、「第 2 回日尼流通政策対話」を開催し、経済産業省は「商業大臣令 2013 年 70 号」により本措置が強化されていることを指摘しつつ、本措置の速やかな撤廃を要請した。これに対して、商業省は、指摘事項を政府内に持ち帰り検討する旨を述べ、実務者レベルの対話を開催することが提案された。その後、11 月に再び対話を開催し、商業省は、「商業大臣令 2014 年 56 号」により、先述の例外措置が設けられたとの見解を示した。こうした対話に加えて、2014 年 6 月以降の WTO・TRIMs 委員会及び物品貿易理事会の場においても、日本は米国や EU、豪州とともに本措置への問題提起を行っている。

(2) 輸入時所得税前払い制度及び税率引き上げ措置

<措置の概要>

インドネシアは、所得税法（2008 年法律 36 号）22 条に基づき、輸入通関時に、輸入事業者から、対象品目の輸入金額の 2.5%、7.5%、10%を所得税の前払い（条番号に基づき PPh22 と略称されることがある）として徴収し、年度終了後に確定納税額と精算し、過払分を還付している。対象品目は消費財であり、国産品の利用可能性や国内産業の発展等を勘案して、財務大臣令において、対象品目と商品毎の前払い税率が定められている。

本制度に関して、インドネシアは、数度前払い税率の引き上げを実施している。具体的には、2013 年に 502 品目について 2.5%から 7.5%に引き上げ、2015 年に 240 品目について 7.5%から 10%に引き上げた。また、2018 年 9 月には、①完成車等の贅沢品、②電化製品等の国内生産可能な消費財、③建材・タイヤ等の消費過程で使用される財など、1147 品目について、前払い税率を 7.5%又は10%に引き上げた。インドネシア財務省は、2018 年の引き上げの目的について、ルピア安対策として、輸入品を管理し国産品の使用を奨励するためであると説明している。

所得税の輸入時前払いは、輸入事業者に金利分を負担させ、キャッシュフローを悪化させる。また、税務当局が還付額を不当に減額する事例も見受けられる。多数の品目に対する前払い税率の引き上げはこのような悪影響を増大させる懸念がある。

<国際ルール上の問題点>

所得税の輸入時前払い制度は、同様の徴収方法が課せられていない国内産品と比較して、輸入品についてのみ、手続的な負担や金利上の不利益を課す点で、内国税又は内国規制に関する内外差別（GATT 第 3 条第 2 項又は第 4 項）に該当しうる。

また、内国税（GATT 第 3 条第 2 項）は、税金支払義務が国内事由（輸入品の流通、販売、使用又は運搬等）によって発生するものを指すところ、本税が輸入品の輸入額に課される点で、国内事由ではなく輸入行為自体によって生じるものであり、内国税ではなく輸入税・輸入課徴金と解する余地がある。本税が輸入税・輸入課徴金と整理しうる場合は、品目及びインドネシアの譲許表上の輸入税の記載次第で、輸入税に関する約束違反（GATT 第 2 条第 1 項(b)）に該当する可能性がある。

なお、「国内法令（注：本措置の場合、税制関連法令が問題となる）の遵守」という正当化目的（GATT 第 20 条(d)）の余地に関しては、税收確保に関して、輸入品による販売収益への課税が国産品による販売収益への課税に比して困難であるという事情は想定し難いため、国産品について同様の前払い制度を講じていないという国産品・輸入品の取扱いの差を説明できず、正当化の主張が認められる可能性は低い。

<最近の動き>

2018 年 8 月にインドネシア財務大臣が前払い税率の引き上げ案に言及した後、我が国は、現地大使館から、財務大臣等のインドネシア政府関係者に、再考や中間財等の除外について働きかけを実施した。2019 年 5 月には、日インドネシア官民対話において議論した。現状、対象品目は基本的には消費材に限定されているが、引き上げがさらに拡大しないよう注視していく必要がある。

数量制限

(1) 輸入制限措置（鉄鋼製品、繊維製品、電気製品等）

<措置の概要>

インドネシアは、従来から米、塩、鉄鋼、繊維製品、電気製品など幅広い製品について、国内産業保

護を目的として、下記のような多種多様な輸入制限措置を講じてきた。

- 米の輸入登録制（商業大臣令 2014 年 19 号）：目的に応じて食糧公社、米製造輸入業者又は米登録輸入業者に対してのみ輸入を認める。
- 塩の輸入制限（商業大臣令 2012 年 58 号）：消費用の塩については塩製造輸入業者に対して、産業用の塩については塩製造輸入業者及び塩指名輸入業者に対してのみ輸入を認可する。
- 中古資本財の輸入制限：2003 年に規制開始。国内製造業保護のため、中古資本財の輸入については、輸入者の業態（使用、修理（reconditioning）、再製造（remufacturing））ごと輸入できる品目を限定列挙。その後、1～3 年ごとに継続を決定。規制対象品目を輸入する場合、事前の輸入承認や船積前検査などが義務づけられる。
- 鉄鋼製品の輸入制限：非合金鋼につき、輸入業者を登録制とし、輸出地における船積み前検査が義務化された（商業大臣令 2010 年 54 号、2015 年 113 号）。合金鋼につき、船積み前検査及び数量枠管理が開始された（商業大臣令 2014 年 28 号）。上記の 2 規制の期限満了の後、2016 年12 月、対象範囲が鉄鋼二次製品にまで拡大する規制が導入された。2018 年 2 月に施行された商業大臣令 22 号では輸入承認の際の工業省の技術診断書の取得を不要とし、通関後審査の自己申告及びオンライン化による手続の簡素化を実施した。しかしながら、商業大臣令 110 号（2018 年 12 月公示、2019 年 2 月施行）において改めて輸入承認の際の工業省の技術診断書の取得、通関後審査の一部現物確認の手続が導入された。上記商業大臣令 110 号を改訂した商業大臣令 2020 年 3 号が2020 年1月31日に施行されると、製造業向けライセンス（API-P）保有者については、工業省の技術診断書の取得が不要であることが明確化された。
- 繊維・繊維製品の輸入登録制：2019 年 12

月、商業大臣令 2019 年第 77 号により、繊維・繊維製品約 430 品目の輸入に際し、輸入承認（PI-PTI）の事前取得を義務付け。当該大臣令では、「自社での生産に必要な原材料や補助材の供給」、又は、「在インドネシア中小企業の需要を満たす」以外の目的での輸入はできない等、強力な輸入制限効果を有する。

- 電気製品（エアコン等）の輸入制限：商業大臣規則 2020 年 68 号（2020 年 8 月 25 日制定、同年 8 月 28 日施行）により、電気製品（エアコン等）、自転車、三輪車、靴製品が輸入許可制度の対象となった。エアコン等を輸入できるのは一般輸入ライセンス（API-U）保有者に限定され、商業省による輸入承認（有効期間 1 年間）の事前取得が義務付けられた。申請にあたって1 年間の輸入計画書を添付する必要があるほか、輸入事業者は毎月輸入実績を商業省に報告する必要がある。しかも、輸入許可発行が数ヶ月遅延する例や、申請台数よりも限定された台数で承認する例がみられた。

近年、上記の通り品目ごとに制定されてきた輸入制限制度を一括管理する動きが注目される。輸出入管理の細則を定めた商業大臣規程 2021 年第 20 号が 2021 年 4 月 1 日に公布、同年 11 月 15 日から施行された。本規程は、製品ごとにこれまで適用されていたそれぞれの規程を代替するものとされている。輸入者は規制対象物品を輸入する場合、ビジネス輸入承認書（Import Business Approval）を取得するために、通関のポータルサイトであるインドネシア・ナショナル・シングル・ウインドウ・システム（INSW:Indonesia National Single Window System1）を通して、商業大臣に電子申請を行うこととされた。

<国際ルール上の問題点>

輸入される許可数量が相当程度限定されている場合は、WTO 協定が定める「裁量的な…輸入の許可制度」の撤廃（セーフガード協定第 11 条）や、数量制限の一般的廃止（GATT 第 11 条）に抵触する可能性がある。また、WTO 通報を欠いている点、申請要件・審査基準・審査期間等の手続が不透明である点、さらに、輸入承認手続に大幅な遅延が生じる場合にはその点においても、輸入ライセンス協定に抵触する可能性

がある。

旧制度においても様々な物品で輸入許可手続の大幅な遅延等が生じていたが、鉄鋼製品・繊維製品をはじめとした多くの製品について、現行制度においても、輸入許可手続が大幅に遅延する状況は変わっていない。また、輸入許可も、申請を大幅に下回る量に対してしか得られない事態が恒常化している。かかる運用は深刻な輸入障壁と言うほかなく、上記輸入ライセンス協定に抵触するほか、GATT第11条の数量制限の一般的廃止に反する可能性が高い。

<最近の動き>

インドネシア政府は、大統領令 2022 年第 32 号に基づいて、2022 年 2 月から、米、牛肉、水産物等の 5 品目について、輸出入の承認を政府の定める需給バランスに従って行う「商品バランス制度 (Neraca Komoditas)」の実施を開始した。さらに、2022 年 5 月 17 日、2021年商業大臣令 20号をさらに改訂した2022 年商業大臣令 25 号によって、「商品バランス制度」に基づき2023年から輸出入承認の発行対象になる商品が、鉄鋼、繊維、プラスチック原料、エアコン等電気製品など19の商品グループと定められた。対象製品の輸入にあたってはSPI(輸入承認書)の取得が必要で、事業者に対する輸出承認書と輸入承認書の発行は、政府が決定した商品の需給バランスに基づいて行われる。かかる輸出入の管理は、各省庁のシステムを統合・一体化した「国家商品バランスシステム (SNAS-NK)」を通じて実施されるとされる。

しかし、2022 年 12月に従来申請システムが稼働を停止した一方、新制度に対応したSNAS-NKの稼働に遅延・不具合があり、輸入が滞るなど大きな混乱を招いている。特に鉄鋼製品に関しては、システム上輸入申請自体ができない期間が続く等、深刻な影響が生じている。インドネシア政府は、一部製品については新制度の運用を延期するなどの措置を執っているとされるが、今後の予定は不明である。

日本は、従来から、物品貿易理事会、WTO・TRIMs 委員会等のWTOの各種委員会や、対インドネシアTPR 審査等の場でも懸念表明を積極的に行ってきた。また、産業の被害状況によっては、現地大使

館を通じてインドネシア政府に申し入れを行う等、二国間での意見交換も機動的に行っている。経済産業大臣は、インドネシア関係僚との会談時に、各輸入承認手続が透明性をもって円滑に運用されるよう働きかけを行った。

引き続き、制度の移行・運用状況を注視するとともに、日本製品への影響の軽減に向けてインドネシア政府への働きかけを行う。

(2) 丸太・製材等の輸出規制等

<措置の概要>

1998 年 4 月、IMF 合意に基づきインドネシア政府は、これまで丸太と製材の輸出品に賦課してきた輸出税を、従量税方式(材積あたり)から従価税方式(価格あたり)に改め、輸出税率を 1998 年 4 月に 30%、1999 年 3 月に 20%、同年 12 月に 15%にまで引き下げた。これに合わせ、丸太・製材等の輸出総量の設定等の輸出規制を実施した。

2001 年 10 月、インドネシア政府は、違法伐採対策を理由に丸太の輸出を禁止した。さらに、2004 年 9 月に、枕木やラフ製材品の輸出を禁止し、2006 年 3 月には、木口断面積 4,000 平方ミリメートル以上の S4S 材(4 面かんがけの材)等についても輸出禁止とした。その後、輸出が認められる木材製品の基準等について、数回に渡って細かな変更がなされている。

<国際ルール上の問題点>

丸太・製材等の輸出禁止は、産品輸出の制限として、GATT 第 11 条に違反する可能性がある。特に違法伐採対策を理由にした丸太の輸出禁止については、インドネシア国内で、天然林や泥炭地の一部を除き、森林の伐採に関する制限が行われていないとともに、丸太の消費・流通に対する制限も行われておらず、インドネシアが拠り所とする GATT 第 20 条(g)項(有限天然資源の保存に関する措置)に基づく例外と認めることは困難である。

<最近の動き>

当該措置について、今後注視していく。

(3) 鉱物資源輸出規制及びローカルコンテンツ問題

<措置の概要>

2009年1月、インドネシアは鉱業法の改正（新鉱業法）を公布・施行し、以下の措置を導入した。

①高付加価値化・国内製錬義務

インドネシアで採掘したニッケルや銅などの鉱物は、インドネシア国内で製錬・精製を行うことを義務づけ。

②生産量及び輸出量の統制

インドネシア政府は、国家利益を最優先するため、年間生産量を決定することができ、輸出を管理することができる。

③ローカルコンテンツ要求

現地の労働力、国内の物品及びサービスを優先して使用することを義務づけ。

④国内供給優先義務

インドネシア国内の鉱物資源の生産者に、エネルギー鉱物資源省大臣の規定する一定割合を国内のユーザーに供給することを義務づけ。

その後新鉱業法の運用に関する細則として、2012年2月に高付加価値義務に関する大臣令及び、インドネシア資本への株式譲渡義務に関する政令改正が発表された。前者は、高付加価値化・国内製錬義務の実現のため、2014年1月以降の未加工鉱石の輸出を禁ずるものであり、後者は、投資後10年以内にインドネシア資本比率を51%まで高めること等を定めている。また、2012年5月には、鉱物資源に対して一律20%の輸出税を課す財務大臣令が発出された。

2014年1月には、未加工鉱石の輸出禁止の実施を目前にして高付加価値義務を定める大臣令が改正され、一部の精鉱（銅精鉱など、純度を一定程度上げた原材料）については、輸出禁止の実施が2017年1月に延期され、同時に輸出税が導入されたが、その他の未加工鉱石の輸出は2014年1月以降禁止された。2017年1月11日に関連大臣令が改正・施行され、暫定措置が延長された。銅については、現状の暫定措置（精鉱の輸出許可制度）が5年間延長され、ニッケルについては、低品位の鉱石について、国内精錬能力の30%以上が国内精錬所に供給される、鉱山会社が5年以内の精錬所の建設をコミットする等の条件を満たし

た場合にかぎり、5年間一部の輸出が認められた。しかし、2019年8月に発出された大臣令では、ニッケルの一部輸出を認めるとした5年間の暫定措置の期限が2年間前倒しとなり、2020年1月1日からニッケル鉱石の輸出が禁止された。2020年6月の新鉱業法改正を受け、同年11月、現状輸出が許可されている一部の精鉱類に限り、未加工鉱物の輸出許可期限が従前の2022年1月11日から2023年6月10日へ延長されたものの、ニッケル鉱石については、完全禁輸措置が継続している。

<国際ルール上の問題点>

①付加価値化・国内製錬義務

インドネシアで採掘した製錬・精製前の鉱物を輸出することが不可能になった場合や、輸出許可制により製錬所の建設コミット等の許可要件を課すことは、事実上の輸出規制として、GATT第11条（数量制限の一般的廃止）に抵触する可能性がある。

②生産量及び輸出量の統制

政府による恣意的な輸出量の制限等が実施された場合、GATT第11条に加えエネルギー鉱物資源の輸出入の制限に関してGATTの関連規定に従う義務を再確認した日インドネシアEPA第99条（輸入及び輸出の制限）に抵触する可能性がある。

③ローカルコンテンツ要求

国産品や国内のサービスの使用の義務づけは、GATT第3条・TRIMs第2条（内国民待遇及び数量制限）及び日インドネシアEPA第63条（特定措置の履行要求の禁止）に抵触する可能性がある。

④国内供給優先義務

所定の国内需要を満たさなければ輸出ができない点において、GATT第11条（数量制限の一般的禁止）に抵触する可能性がある。

⑤インドネシア資本への保有株式の譲渡義務

我が国企業の保有株式についてインドネシア資本への譲渡義務を課すことは、日インドネシアEPA第59条（内国民待遇）及び第65条（収用及び補償）に抵触する可能性がある。

⑥投資家が有する「正当かつ合理的な期待」の侵害

上記の規制等が日本の投資家（企業等）が投資時点で有していた「正当かつ合理的な期待」を侵害し、損害又は損失を生じさせる場合には、日インドネシア EPA 第 61 条（一般的待遇）にも抵触する可能性がある。

<最近の動き>

我が国は、新鉱業法の成立以降、WTO の物品理事会・TRIMs 委員会、日インドネシア EPA に基づく投資小委員会において繰り返し懸念を表明してきた。また、首脳レベルや閣僚レベルでも繰り返し懸念を表明している。

一部の精鉱について輸出禁止規制実施の延期等の一定の改善はあったものの、その他の未加工鉱石の輸出禁止措置は実施され、依然として国際ルール上の問題が解消されていないことから、引き続き本措置を注視していくことが重要である。

なお、インドネシアでは、2014 年 2 月、新通商法が国会にて成立した。本法は 1934 年に制定された旧通商法を刷新するものであり、細則については今後、政令、大統領令及び関係大臣令により定めることとされているが、国産品の使用促進や輸出入の制限、国家規格の使用強制等について政府に権限を与える規定がみられる。また、2013 年 12 月には新産業法が成立、2014 年 1 月に施行されているが、インドネシア政府が、産業資源の開発、産業のエンパワーメント、産業の救済・保護等を目的とした措置として、新通商法と同様に、国産品の使用促進、輸出入の制限等を行おうとしている。

これらの法律は、既存の関連規則を統括し法的根拠を与えるための上位規範であり、本法の策定のみによって具体的な措置が実施されるものではないが、国産品優遇や輸出入の制限について政府に実施権限を与える規定がみられるため、今後、インドネシア政府が本法に基づいて WTO 協定に反するような貿易制限的、内外差別的な措置をとることのないよう、本法及び関連の実施細則の策定・運用状況についても注視する必要がある。

なお、本件措置については、EU が 2019 年 11 月 WTO 紛争解決手続上の協議要請を行い、2021 年 2 月にパネルが設置され、2022年11月にインドネシアによるニッケル鉱石の輸出禁止措置及び国内加工要件はWTO協定不整合である（GATT11条1項

に違反する輸出禁止・制限にあたり、適用除外事由や正当化事由に該当しない）と判断したパネル報告書が公表された（詳細について第2部第3章（数量制限（輸出規制））参照）。これに対し、同年12月、インドネシア政府はパネル報告書を不服とし上訴したため、本件は現在上訴審に係属中である。

関税

関税構造

*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。関税、関税率、譲許率、譲許税率の定義は、第 5 章 1 を参照。

<措置の概要>

通関法及び関連法規において、一般税率（輸出入関税）、特殊関税（アンチ・ダンピング関税、セーフガード関税）、罰金及び追徴金の還付手順などが規定されている。対日輸入適用税率には、MFN税率、日インドネシア経済連携協定（日インドネシアEPA）税率、日・ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）協定税率又は地域的な包括的経済連携（RCEP）協定税率（インドネシアにおいて2023年1月発効）等が適用される。また、環境、公共、科学的な目的や一次輸入小口貨物及び輸出を前提として輸入される原材料などに対する税制優遇措置（輸入関税、VAT、奢侈品販売税などの減免措置）がある。

ウルグアイ・ラウンド合意により、非農産品の譲許率が 95.8%まで向上した。しかし、インドネシアの2021年時点の非農産品の単純平均譲許税率は 35.8%と高水準である。また、2021 年時点の非農産品の単純平均実行関税率は 8.0%であり、特に衣類（平均 23.9%）、輸送機械（平均 13.5%）等で高水準となっている。

<懸念点>

高関税そのものは譲許率を超えない限り WTO 協定上問題は生じないが、自由貿易を促進し、経済厚生を高めるという WTO 協定の精神に照らし、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

また、譲許率が低いことや実行関税率が譲許税率を下

回って乖離していることは、WTO 協定上問題はないが、当局による恣意的な実行関税率操作を可能とするため、予見可能性を高める観点から、非譲許品目が譲許されること、また、譲許税率が引き下げられることが望ましい。

<最近の動き>

2008年7月に日インドネシア EPA が発効したことで、我が国から輸出するほぼ全ての自動車及び同部品、電気電子製品及び同部品、一部の鉄鋼製品の関税が段階的に撤廃され、市場アクセスの改善が図られた。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、2020年4月、新型コロナウイルス対策の目的で輸入するハンドサニタイザーや消毒剤、マスク（N95 マスク以外）、医薬品などの輸入関税を一時的に免除した³。その後、2020年7月改正によりハンドサニタイザーや消毒剤等を対象外⁴、2020年10月改正によりマスク（N95マスク以外）等を対象外⁵、2021年7月改正により酸素濃縮器や酸素生成器等を対象追加⁶、2022年11月改正により一部の医薬品等を対象外⁷とした。

アンチ・ダンピング

日本製冷延鋼板に対する AD 措置

<措置の概要>

2011年6月、インドネシア・アンチダンピング委員会（KADI）は、インドネシア国内の鉄鋼メーカーから

³ 財務大臣規程2020年第34号
<http://repository.beacukai.go.id/download/2020/04/24b0a4122ce259f620158035bc24c42e-salinan-pmk-34.pdf>

⁴ 財務大臣規則2020年第83号
<https://peraturan.bpk.go.id/Home/Details/140493/pmk-no-83pmk042020>

⁵ 財務大臣規則2020年第149号
<https://peraturan.bpk.go.id/Home/Details/148019/pmk-no-149pmk042020>

⁶ 財務大臣規則2021年第92号
<https://peraturan.bpk.go.id/Home/Details/172512/pmk-no-92pmk042021>

⁷ 財務大臣規則2022年第164号
<https://peraturan.bpk.go.id/Home/Details/231872/pmk-no-164pmk042022>

の申請を受けて、我が国のほか韓国、中国、台湾、ベトナムの計5か国・地域から輸入される冷延鋼板に対するAD調査を開始し、2012年12月、当該製品についてAD措置を発動するよう最終報告を行った。この報告を受け、インドネシア財務大臣は、2013年3月に当該製品についてAD税を賦課する旨の最終決定を行った。最終決定では、日本企業について、18.6%～55.6%の高率のダンピング・マージンが課されている。

また、本件は、2015年9月にサンセット調査が開始された。

<国際ルール上の問題点>

我が国企業が輸出する冷延鋼板の大部分は自動車・電機電子産業で用いられる高級鋼材であり、インドネシア国内で生産される冷延鋼板と品質が大きく異なるため、インドネシア国内産の冷延鋼板とは競合関係にない。それにもかかわらず、KADI は本件調査の最終報告において国内産業の損害及び日本製冷延鋼板の輸入と当該国内産業の損害との間の因果関係を認定しているため、AD協定第3条に違反するおそれがある。

また、本件調査において、我が国企業が当該製品に係るインドネシアでの国内販売価格に関するデータを提出したにもかかわらず、KADI がファクト・アヴェイラブル（第II部第6章参照）を用いて我が国企業の輸出価格を認定したことは、AD協定第6.8条に違反するおそれがある。

さらに、本件は2015年9月にサンセット調査が開始されたが、2023年2月時点で調査結果が公表されておらず、AD協定第11.4条に違反するおそれがある。

<最近の動き>

2013年4月に、経済産業大臣から改めて本件AD調査・課税の対象から我が国製品を除外するよう働きかけを行うなどしたところ、2014年4月、KADI が課税見直しを開始したが、同年12月の最終決定においては、結局、日本側の主張はほとんど反映されない結果となった。その後も、インドネシア政府に対して、本件課税措置はインドネシアのユーザーのコスト増となっており、当初の終期どおり、2016年3月に終了するように要請を行ってきたが、2015年9月にサンセット調査が開始された。日本政府としては、既に措置の期限を経過し課税もなされおらず、インドネシアAD法に定められた期間も経過したことから措置の速やかな終了を官報告示することを求める一方で、措置を継続する場合には当初調査段階か

ら政府及び企業が主張しているとおおり、日本製品とインドネシア製品の競争関係・代替関係を適切に検討した上で、本件 AD 課税の対象から我が国製品を除外するよう要請していく。

セーフガード

(1) カーペット及び敷物類に対するセーフガード措置

<措置の概要>

インドネシア政府は、2020年6月10日、カーペット及び敷物類 (Carpets and other textile floor coverings) に対するセーフガード調査を開始し、同年9月21日、調査当局が3年間の追加課税 (1年目 85,679 ルピア/m²、2年目 81,763 ルピア/m²、3年目 78,027 ルピア/m²) を勧告した。当該勧告を受けて、インドネシア政府は、2021年2月17日、セーフガード措置を発動した (2021年2月17日～2024年2月16日)。

<国際ルール上の問題点>

インドネシアでは、2019年12月に導入された数量制限措置 (3. (3) を参照) により対象製品の輸入が既に大幅に減少している。一部の日本企業は現地代理店の輸入承認が得られず、日本からのカーペット及び敷物類の輸出が滞っている状況である。当該状況においては、当該製品の輸入増による国内生産者の損害は発生し得ず、セーフガード発動の要件を満たしていない。(SG 協定第2条第1項、GATT 第19条第1項(a))

また、追加関税は従価税ベースで150%以上、材料構成費が現状の1.8倍以上となり、「重大な損害を防止し又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な限度においてのみセーフガード措置をとる」としているセーフガード協定第5.1条に不整合と考えられる。

<最近の動き>

我が国は、調査中政府意見書を提出したほか、その後もセーフガード委員会、物品理事会、対インドネシアTPR審査、二国間補償協議 (SG 協定第12条

第3項) 等の場で懸念を表明。インドネシア製品と競合関係にない日本製品を除外するよう働きかけを行っている。引き続き、日本製品への影響の軽減に向けてインドネシア政府への働きかけを行う。

(2) アパレル製品に対するセーフガード措置

<措置の概要>

2020年10月、インドネシアは、アパレル製品 (衣料品・服飾雑貨) に対するセーフガード調査を開始。翌2021年2月に損害認定、11月に措置が発動された (期間: 3年間。1年目: 衣料品1着当たり1万9,260～6万3,000ルピア (約154～505円)、2年目: 同1万8,297～5万9,850ルピア、3年目: 同1万7,382～5万6,858ルピア)。

<国際ルール上の問題点>

対象製品がアパレル製品全般と、幅広く課税されている。対象品目の中には、期間中に輸入増加の見られない品目や、「予見されない発展」における言及 (中国、ベトナム、バングラディッシュ等からの輸入増) と関係のない品目も含まれるなど、因果関係・損害の認定が不十分であり、客観的証拠に基づく因果関係の立証を定めるセーフガード協定4.2条(b)等に整合しない疑いがある。

また、調査中には最新の貿易データ (2020年6月まで) を利害関係者に請求していたにも関わらず、調査期間を2017-2019年に設定し、輸入増加・損害を認定した。統計上、2020年には対象製品の輸入が前年比約13%で減少しており、調査中にそれを把握していたにも関わらず、それをあえて無視し、恣意的に輸入増加を認定した疑いがあり、客観的な証拠に基づく輸入増加・因果関係の認定を定めるセーフガード協定2.1条、4.2条等に整合しない。

<最近の動き>

対象製品につき、日本からの直接の輸出は少ないが、日本メーカーの現地販売店からは、その仕入れ (中国等からの輸入) 品に課税され、事業利益を圧迫する等の声がある。引き続き、インドネシアに対して措置の是正を求めている。

貿易関連投資措置

(1) LTE 機器等に対するローカルコンテンツ要求

<措置の概要>

2015年5月4日、インドネシア通信情報省は、LTE機器（100Mbpsの高速通信を行うことができる次世代の携帯端末向け（スマートフォン、モバイルPCなど）の無線通信規格のこと。）について、一定比率のローカルコンテンツ要求（一定水準のローカルコンテンツを満たさない機器については、インドネシア国内で販売することができない。）及び強制規格を規定した大臣令案を公表し、意見募集を行った。大臣令案の内容は、①公布と同時に、無線基地局設備及び加入者端末について、それぞれ、30%、20%のローカルコンテンツを満たさなければならない、②公布から2年以内に、無線基地局設備及び加入者端末について、それぞれ40%、30%のローカルコンテンツを満たさなければならないとされた。また、無線基地局設備及び加入者端末双方に適用される強制規格も規定された。

その後、2015年7月27日、通信情報省は、通信情報大臣令第27号を公布し、同年7月8日に遡及して、対象となる無線基地局設備及び加入者端末について、それぞれ、30%、20%のローカルコンテンツを満たさなければならないとされた（意見募集時から変更無し）。一方で、同大臣令に関する2016年2月10日付けTBT通報では2017年以降のローカルコンテンツ比率が20%と記載されており、同大臣令で規定される比率と異なっている。また、①800MHz、900MHz、1800MHz、2100MHz帯の機器については、2017年1月1日からは、それぞれ、40%、30%のローカルコンテンツを満たさなければならないこと、②2300MHz帯の機器については、2019年1月1日からは、それぞれ、40%、30%のローカルコンテンツを満たさなければならないとされた（意見募集時から一部変更）。また、意見募集時と同様、無線基地局設備及び加入者端末双方に適用される強制規格も規定された。

また、インドネシア工業省は、2015年8月19日付けで、電子機器等に関する現地調達率の算定方法に関する規則（工業大臣令第68号）を公布（同月24日より施行）し、上記の無線基地局設備及び加入者端末につ

いても適用対象とした。2016年7月に施行された工業大臣令第65号において、現地調達率の算定手法が規定された。2021年10月、国内の情報通信関連機器産業を振興することを目的に、インドネシア国内で使用する4G・5G加入者設備に係る現地調達率を30%から35%に引き上げる規則を発表（通信情報大臣令2021年第13号）。公布から6ヶ月後に適用されることとなる。

<国際ルール上の問題点>

インドネシア国内で販売する対象端末に対して、国内生産比率を要求する点において、内国民待遇義務違反として、GATT第3条第4項及びTRIMs協定第2条や日インドネシアEPA上の義務に抵触するものと考えられる。

<最近の動き>

経済産業省及び総務省は、上記意見募集期間中に、意見提出を行ったほか、関係業界からも意見書を提出した。また、2022年10月のTRIMs委員会や2022年11月のWTOの物品理事会等でも懸念を表明している。

(2) テレビ等におけるローカルコンテンツ要求措置

<措置の概要>

インドネシア政府は、通信情報大臣規則2019年4号（2019年6月施行、2020年6月発効）において、地上デジタル放送等のテレビジョン等に、「国内コンテンツレベル」を20%以上満たす必要がある旨規定した。

<国際ルール上の問題点>

「国内コンテンツレベル」の算定方法及び、本規則施行に係る運用状況の詳細は明らかではないものの、国産部品の使用は国内コンテンツレベルとして計上されることから、国産部品の使用が優遇される措置としてTRIMs協定第2条第1項及びGATT第3条第4項に反する可能性がある。インドネシア政府は、WTOの物品理事会・TRIMs委員会等においてTVを含むローカルコンテンツ措置全般について、「政府調達、インドネシア国民の生活必需品の需要の充足、戦略的資源の管理に関連して導入している」旨説明しているが、本件措置の適用は政府調達に限定されていないためGATT第3条第8項(a)の政府調達例外には該当しない。また、その他の規制目的についても、本件措置との関連性が明らかではなく、正当化事由を充足するものではない。

<最近の動き>

日本は2022年10月のTRIMs 委員会や2022年11月のWTOの物品理事会にて懸念を表明し、措置の詳細について説明を求め、是正を求めている。

基準・認証制度

鉄鋼製品の強制規格

<措置の概要>

インドネシア政府は、2009年以降、熱延鋼板や冷延鋼板等の複数の鉄鋼製品に対して強制規格を導入した。また、ブリキ、水道管についても強制規格を導入する旨のTBT 通報がなされている。

<国際ルール上の問題点>

TBT 協定第 2.2 条において、「強制規格は、正当な目的が達成できないことによって生じる危険性を考慮した上で、正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的であってはならない」と規定されている。インドネシア政府は、本強制規格の目的は、粗悪な鋼材の流入を防止し、消費者の安全性を確保するためと主張しているが、これらの政策目的は、鉄鋼製品のような中間財への規制では達成することができず、むしろ最終製品の安全規制により達成されるべきものであると考えられる。したがって、本強制規格は、政策目的に照らして過剰な規制である疑義があり、TBT 協定第 2.2 条に違反する可能性がある。

<最近の動き>

これまで二国間会合や現地協議等を通じて本強制規格の問題点を指摘し、特定の用途に対する強制規格の適用除外が認められるなど一定の改善は見られた。引き続き、本強制規格の運用を注視するとともに、必要に応じて鉄鋼対話などの場を通じて改善を働きかけていく。

サービス貿易

(1) 外資規制等

*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

インドネシアでは、投資法に基づき、民間企業が参入できない分野、条件付きで開放されている分野、外国企業による出資制限比率などを業種ごとに大統領規定で定めている。こうした規制は製造業、サービス業を含む産業を対象とすることから、サービス貿易における第3モード（拠点設置）にもかかわりがある。

投資法に基づく大統領規則（「ネガティブリスト」と呼ばれる）は、累次の改訂を経てきた。ここ10年ほどの経緯は次の通りである。2010年ネガティブリスト（大統領規定 2010年 36号）は、2014年4月に改定された（大統領規定 2014年 39号）。本改定により、運輸分野では陸上貨物・旅客ターミナルの運営等の参入禁止分野について 49%までの外資出資が認められ、文化観光分野でも内資に限られていた映画宣伝設備（広告、ポスター等）が ASEAN からの出資を条件として 51%までの出資が認められるなど、9 の分野で外資規制の緩和がなされた。一方で、エネルギー・鉱物資源の分野の陸上石油ガス探掘サービスや石油ガス設計・エンジニアリングサービス、商業分野での倉庫やディストリビューター等においては外資制限が強化された。2016年5月の、ネガティブリスト改定（大統領規定 2016年 44号）では、ネガティブリストから記載がなくなった冷凍・冷蔵倉庫、レストラン、カフェ、映画の製作及び配給、投資額 1,000 億ルピア以上の電子商取引などが、100%外資が認められたと考えられる他、売り場面積が 40~2,000 平方メートルの百貨店、倉庫、生産系列のないディストリビューター、旅行会社、職業訓練などは外資 67%に緩和された。他方、建設関係については、少なくとも公共工事に関して、工事金額・必要な技術・リスクがいずれも低・中程度の案件には外資現地法人が参入できなくなった。2020年11月2日に雇用創出に関する法律 2020年 11号（オムニバス法）が施行され、既存の投資に関する法律 2007年 25号（投資法）などが改正された。オムニバス法に基づき、2021年3月にも2016年のネガティブリストに代わり、投資事業分野に関する大統領

領規定 2021 年 10号が発効した。2016年のネガティブリストと比較して（外資比率規制など）特定の要件を持つ事業分野、中小企業等に留保される事業分野及びそれらとのパートナーシップが義務付けられる事業分野について分野数の減少が見られ、ネガティブリストから記載がなくなった分野の100%外資が認められたと考えられる。

その他、主な外資制限は以下のとおりである。

①電気通信

「投資事業分野に関する大統領規定 2021 年 10号」においては、民間放送機関、サブスクリプション放送機関、ラジオコミュニティー放送機関、テレビコミュニティー放送機関について設立の場合は内資100%、事業追加又は開発の場合は外資20%までとされた。電子商取引分野においては、電子システム及び電子取引の実施に関する政令及び関連規則により、データセンターの国内設置義務や一部のソースコードについて開示義務が規定されている。さらに、自社では通信ネットワークを持たずに SNS やスマートフォンアプリ、コンテンツ等を配信する事業者、いわゆる OTT (Over The Top) については、2016 年 4 月に OTT サービス提供者に対する規制案（インターネットを通じたアプリケーション及び／又はコンテンツの提供に関する 2016 年通信情報大臣令案）が公表され、インドネシアにおいて OTT サービスを提供する外国事業者には、インドネシアの税制に基づいて設立された恒久的施設（Permanent Establishments）を通じて提供することを求め、さらに支払いにおいてはナショナルペイメントゲートウェイを求めるなど、各種の規制が課されている。これらの規制の一部は、GATS 第 16 条及び日インドネシア EPA 第 78 条が定める市場アクセス義務、GATS 第 17 条及び日インドネシア EPA 第 79 条が定める内国民待遇義務、並びに日インドネシア EPA 第 63 条が定める投資にかかる特定措置の履行要求の禁止に違反する可能性がある。

なお、インドネシア政府は、2019 年 10 月、情報電子取引法施行規則（2012 年第 82 号）を改正し、新たに情報電子取引法施行規則（2019 年第 71 号）を交付した。これによって、データストレージの所在地に関して、民間企業が保有するデータをインドネシア国内へ保管する義務の撤廃を含む、政策変更が見込まれる。

②流通

2016 年ネガティブリストにおいても引き続き、小売業は内資 100%とされており、具体的には、1,200 平方メートル未満のものをスーパーマーケット、400 平方メートル未満のものをミニマーケットとして内資 100%に限定されていた。さらに、大統領規定 2007 年 112 号により、商業施設の整備に関する規制が出されている。外資が参入できる大規模商業施設についても、立地、施設（駐車場・安全面）、営業時間などについて規定されていた。「投資事業分野に関する大統領規定 2021 年 10号」でも、ミニマーケットは実質的に内資100%に限定される「中小零細企業・協同組合のために留保」に分類されているため、ミニマーケットは引き続き内資100%に限定されている。

<懸念点>

上記の様々な外資規制は、必ずしもインドネシアのサービス協定上の約束に反するわけではないため、WTO 協定違反となるものではないが、WTO 及び GATS の精神に照らして、自由化に向けた取組が望まれる。加えて、インドネシア政府は、分野横断的に広範な外国人就業規制を課しており、一部のサービス分野において、拠点設置及び投資拡充の妨げとなっているとの指摘がある。

<最近の動き>

2007 年 8 月 20 日に署名された日インドネシア EPA により、約束サービス範囲の拡大などが図られた。電気通信の分野では、専用線・情報及びデータベースのオンラインでの検索サービスなど 5 分野を新たに約束した（日本資本 40%まで）。音響映像の分野では、映像及びビデオテープの制作及び配給のサービス、映画の映写サービスへの日本資本の参入（日本資本 40%まで）を約束した。2014年以降の日インドネシア EPA 一般的見直しに伴い、更なる自由化に向け協議を継続中。

また、前述のとおり、2016 年 5 月、外資参入規制業種を規定するネガティブリストが 2 年ぶりに改定されたが、その内容は、500 億ルピアまでの建設工事や 100 億ルピアまでのコンサルティングを中小零細企業等に限定するなど国内中小零細企業等の保護も視野にいれたものとなっている。

2020 年 3 月、インドネシア金融庁は商業銀行による IT システムの国内設置を要求する OJK 規制 No. 38/2016 を改正し、データストレージの所在地に関し限定的に緩和した OJK 規制 No. 13/2020 を発効した。

我が国は、引き続き外資規制に関する法律改正の動向等を注視するとともに、二国間政策対話等や EPA のフォローアップ会合等で更なる外資規制の緩和を促していく。

(2) 貨物留保

<措置の概要>

インドネシア商業省は、自国船社の競争力強化のため、2017 年 10 月に、インドネシアからの石炭及びパーム油の輸送にインドネシア船社の利用を義務づける商業大臣規則 (2017/82) を公表。当初、2018 年 4 月施行予定であったところ、自国船社の輸送能力が不足しているため、2018 年 4 月、施行日を 2020 年 5 月 1 日に延期する商業大臣規則 (2018/48) を公表。また、2020 年 4 月、インドネシア船社の利用義務の適用対象を載貨重量トン数 15,000 トン以下の船を用いる場合に限定する商業大臣規則 (2020/40) を公表し、当該規則が 2020 年 5 月 1 日に施行された。その後、2020 年 7 月に、インドネシア船社の利用義務の適用対象を載貨重量トン数 10,000 トン以下の船を用いる場合にさらに限定する商業大臣規則 (2020/65) が公表され、2020 年 7 月 15 日より施行されている。

<国際ルール上の問題点>

GATS の基本原則に照らし、市場アクセス及び内国民待遇に問題があるほか、GATS 及び日インドネシア EPA における特定分野の約束表でインドネシアが国際海上輸送サービスに関して約束している内容に反する措置であるため、速やかに改善が行われることが必要である。

<最近の動き>

2018 年 3 月以降、日インドネシア EPA 一般的見直しに係るサービス貿易小委員会において、規則を撤廃するよう毎回申入れを行っている他、多国間協議等の場において、他国と連携した働きかけを行っている。

<措置の概要>

TRIPS 協定第 51 条によれば、加盟国は、権利者が不正商標商品及び著作権侵害物品の輸入差止めを申し立てることのできる手続を採用しなければならない。この点に関して、インドネシア関税法 (法律 2006 年第 17 号によって改正された、法律 1995 年第 10 号) 第 54 条には、権利者からの申立てに基づき裁判所が税関に対して差止めを命じる旨が規定されており、これが TRIPS 協定第 51 条の規定に対応するものとなっている。その後、2017 年 8 月より、「知的財産権侵害物品又は知的財産権侵害疑義物品である輸入品又は輸出品の取締りに関する 2017 年インドネシア共和国政令第 20 号 (Indonesian Government Regulation No. 20 of 2017 on Control of Import and Export of Goods Resulting from Intellectual Property (IP) Infringement (Regulation 20/2017))」が施行され、さらに、2018 年 4 月には同政令を実施するための、「知的財産権侵害物品又は知的財産権侵害疑義物品である輸入品又は輸出品の取締りに関する、登録、停止、担保、一時差止、監視及び評価に関する 2018 年 4 月インドネシア共和国財務大臣規則第 40 号 (PMK. 04/2018)」が発出され、2018 年 6 月 16 日から施行されている。これにより、商標権者及び著作権者は自身の商標権又は著作権を税関に登録できるようになり、税関はこの登録情報に基づいて権利侵害疑義物品の差止めを実施する。これにより 2019 年 12 月に税関登録による初の差止めが実施された。

<国際ルール上の問題点>

上述のとおり財務大臣規則などが施行されたものの、同財務大臣規則などの条文によると、税関登録ができる者の要件としてインドネシア国内に所在する法人に限られており、それ以外の日本の商標権者及び著作権者は依然として権利侵害疑義物品を差し止めるための税関登録ができない状況にある。

<最近の動き>

本件に関して、我が国政府は、インドネシア政府に対して、2019 年 2 月に書簡を送付し、2019 年 2 月及び 10 月に意見交換を実施することで、上述の懸念を伝達の上、税関登録の要件の緩和を要望した。これに対して、インドネシア政府からは、税関登録の要件の趣旨について説明があった。また、インドネシア知的財産総局 (DGIP) が、日本の特許庁 (JPO)、国際協力機構 (JICA) 及び日

知的財産

(1) 水際での侵害差止め措置

本貿易振興機構(JETRO)と協力して2022年3月1、2日に実施した日インドネシア実務者対話において、インドネシア税関は、権利者と資本関係がある現地法人などについて、知財権の管理権限を与えられていることの証明書類(会社設立証書など)を確認の上で税関登録を認めた前例があると説明した。しかしながら、知的財産権の侵害行為に対する効果的な措置が取られる機会が日本の知的財産権の権利者に確保されるよう、引き続きインドネシア政府に対して必要な働きかけを行うとともに、関連規則の動向及び我が国企業に対する影響の情報収集を行う必要がある。

(2) 日インドネシア EPA の履行問題

2008年7月1日に発効した日インドネシア EPA では、特許・実用新案・意匠・商標の複数の出願手続等に対する包括的な代理権の授与を可能とする「包括委任状」制度の導入(109条5項)等、TRIPS協定の保護を上回る規定が置かれている。

<国際ルール上の問題点>

しかしながら、インドネシアでは、「包括委任状」制度は未だ導入されておらず、対応する EPA の規定と整合性上の疑義を生じている。

<最近の動き>

インドネシアでは、2016年8月26日に改正特許法が、2016年11月15日に改正商標法が施行され、また、2020年11月2日に特許法・商標法の改正を含む雇用創出オムニバス法が公布・施行されたものの、「包括委任状」制度は導入されておらず、運用による対応もなされていない。

したがって、インドネシアにおける日インドネシア EPA の履行状況について、運用面を含め情報収集を行い、必要な働きかけを行っていく必要がある。

(3) 特許の国内実施義務

<措置の概要と懸念点>

2016年8月26日に施行された特許法第20条(1)では、特許権者はインドネシア国内において特許を受けた物を製造し、又は方法を使用する義務を負う旨規定されていた(以下、「国内実施義務」とする)。ま

た、特許付与後に当該義務の不履行のまま36か月経過した場合には強制実施権付与の対象となるほか(同法第82条(1)(a))、特許取消の対象にもなる(同法第132条(1)(e))旨規定されていた。

一方、TRIPS協定第27条第1項では、発明地及び技術分野並びに物が輸入されたものであるか国内で生産されたものであるかについて差別することなく特許が与えられ、及び特許権が享受される旨規定されている。

したがって、上述の国内実施義務を履行しない場合に強制実施権の設定対象とされることや、特に特許取消の対象とされることは TRIPS 協定第 27 条第 1 項との整合性の観点から問題がある可能性があった。そこで、我が国政府は、EU、米国及びスイスと協同してインドネシア政府に対し懸念を伝達の上、TRIPS 協定の遵守の徹底を要望する等の働きかけを行ってきた。

その結果、2018年7月11日に特許権の国内実施に関する大臣令が公布された。同大臣令によれば、インドネシア国内で発明を実施することができない特許権者に対しては、法務人権省に対して延期理由を添えて申請書を提出することにより、5年間の猶予を求めることができ、その猶予期間の更新も可能であるとされた。また、2019年1月24日に申請書の様式が公表された。

<最近の動き>

このような中、2020年2月、インドネシア政府は、外国からの投資を促進するため、特許法を含む既存の様々な法制度を改正する雇用創出オムニバス法を国会に提出し、2020年11月には、同法が大統領署名を経て施行された。同法では、特許法第20条を改正し、国内実施義務は残るものの、実施の態様として輸入及びライセンス供与も含める旨規定している。

改正後の特許法第20条では輸入及びライセンス供与を実施の態様として認める旨規定されているため、同法に基づく手続が確実に行われるのであれば、TRIPS協定第27条第1項の整合性に係る問題は解消され得る。

そして、雇用創出オムニバス法の施行に伴い、2021年2月に、再度大臣令が公布され、国内実施義務に関する猶予制度が廃止された。

なお、雇用創出オムニバス法に対しては、2021年11月25日にインドネシア憲法裁判所が、オムニバス法制定の手続面に問題があると判断し、条件付の違憲判決を出している。さらに、2022年12月30日、インドネシア政府に

より、雇用創出オムニバス法における特許法の部分と同様の内容を含む代替政令が、大統領署名を経て施行されている。

一方、2021年8月には、インドネシア知的財産総局により、特許法の改正案が公開された。同改正案では、特許法20条Aを新たに設け、特許権者がインドネシアでの特許の実施状況について毎年大臣に報告する義務が生じる旨記載されている。本制度が導入された場合、出願人の負担が増大する懸念がある。同改正案については、インドネシアの国家立法プログラムに入り、2023年に国会での審議が開始される見通しである。

今後とも、雇用創出オムニバス法又は特許法に関する動向を注視し、必要な情報収集を行っていく必要がある。

(4) 医薬品等の特許保護（既知の化合物の新規形態・用途）

<措置の概要>

2016年8月26日に施行された特許法改正により、第4条(f)において「既存の及び／又は既知の製品の新規用法」及び「既存の化合物の新たな形態であって、有意な効能の改善が認められず、その化合物の既知の関連する化学構造との差異がないもの」については発明に該当しないとされ、特許による保護の対象から除外されている。

したがって、例えば、化合物自体が知られている場合には、①その化合物に新たな疾病治療の効能を見だし新規の医薬用途としての開発に成功した場合や、②新規な形態（新たな結晶構造等）を見だし、薬としての効能の向上が認められないとしても、医薬品にとって重要な効能以外の物性（保存安定性等）を有意に向上させた場合であったとしても、特許による保護が与えられない可能性があるため、製薬企業による研究開発への投資に対して十分なインセンティブが与えられず、イノベーションが阻害される懸念がある。

<国際ルール上の問題点>

特許法第4条(f)は、化学物質や医薬品の技術分野に対してのみ、より厳しい特許性の判断基準を設けるものであるとして、技術分野による差別を禁じるTRIPS協定第27条第1項に整合していない可能

性がある。

<最近の動き>

特許法第4条(f)の審査実務上の指針として、審査ガイドラインが策定された。同ガイドラインにおいては、公知物質の新規な医薬用途に関する発明について、特定の形式（いわゆるEPC2000タイプ）でクレームが記載された場合に特許適格性を認める旨が明記されている。2021年11月に開催されたインドネシア知的財産総局主催のセミナーで公開され、既に運用を開始している。ただし、同局のウェブサイト上での本ガイドラインの公開は行われていない。

他方で、2021年8月には、特許法の改正案が公開された。同改正案では、特許法第4条(f)が削除されている。特許法第4条(f)の動向を引き続き注視していく。

(5) 模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題

<現状>

インドネシアにおける模倣品の被害状況について、同国の模倣品対策団体等による調査によると、同国における経済損失は増加傾向にあり、2014年で65兆1,000億インドネシア・ルピア（約5,924億円）と推定され、一部の製品（皮革製品・衣類・ソフトウェア・プリンタのインクカートリッジ）における模倣品が全体の商品に占める割合は30%を超えると報告されている（※2018年模対マニュアルより）。

このように知的財産権侵害が収束する兆しがみられない背景のひとつとして、侵害実態に対して不十分な取り締まり体制や、権利行使の実効性不足などが挙げられる。

<懸念点>

知的財産に関して新興国・途上国に共通する重大な問題のひとつは、模倣品・海賊版等の不正商品の製造・流通による知的財産権侵害が多数発生していることと、これらの知的財産権侵害を除去するための権利行使の実効性が十分に確保されていないことである。

知的財産に関する実体規定を整え、制度を創設・整備することだけでは、権利が十分に保護されることにはならない。権利の十分な保護のためには、権利取得の面では、権利を付与、登録する機関の事務が適切かつ効率的に運営されること、侵害行為に対する権利行使の面では、

司法手続による救済措置、税関による国境措置、刑事上の取締・制裁等により、効果的かつ迅速に権利侵害に対処できることが不可欠である。

TRIPS 協定では、相当部分がこれらの権利行使に関する規定に充てられ（第 41 条～第 61 条）、加盟国に対して、効果的かつ迅速な措置を可能とするように国内法制度を確保することを義務付けている（第 41 条）。

また、日インドネシア EPA においても、知的財産の十分に、効果的かつ無差別的な保護を与え、及び確保し、知的財産の保護に関する制度の運用における効率性及び透明性を促進し、並びに侵害、不正使用及び違法な複製への対処として知的財産権を行使するための措置をとることや（第 106 条）、知的財産の保護に関する制度の効率的な運用を確保するため、国際的な基準に従い、知的財産権に関する自国の行政上の手続を改善するための適切な措置をとること（第 109 条）、知的財産の保護についての啓発（知的財産の使用及び知的財産権の行使についての教育及び普及の計画を含む）を促進するよう努めること（第 111 条）が義務づけられている。

このような規定に照らすと、効果的かつ迅速な権利行使が得られない場合には、これらの協定の義務に違反する可能性がある。

<最近の動き>

インドネシア税関では権利侵害疑義物品の差止めを実施する規則整備が整ったとされているが、上記（1）水際での侵害差止め措置に記載のとおり問題も存在する。今後も引き続きインドネシア政府の効果的かつ迅速な権利行使に向けた取組を注視する必要がある。

4. マレーシア

内国民待遇

（1）自動車に関する内国税の適用に関する問題及び AP 制度に基づく輸入制限問題

マレーシアでは、特定の国内メーカーが製造する自

動車を国民車として指定し、それ以外のメーカーがマレーシア内で製造する自動車との間で、物品税の賦課につき、差別的な取扱いがなされてきた。物品税制以外にもブミプトラ系企業を優遇する等の目的で非関税障壁を設けている。具体的には、輸入ライセンス（AP：Approved Permit と呼ばれる）が与えられる輸入業者については一定のマレー資本が入ったブミプトラ系企業とし、またマレーシア国内で自動車生産を行う企業による完成車輸入に対して、輸入許可制度を通じて事実上輸入車の台数規制を実施している可能性がある。

詳細は、2016 年版不公正貿易報告書 94 頁参照。

（2）国産自動車部品の物品税免除制度

マレーシア政府は、2006 年 3 月にマレーシア工業開発庁（MIDA）が発表した「第 9 次 5 年計画」、「国家自動車政策（NAP）」の下、産業連携プログラム（Industrial Linkage Program（ILP））という物品税の割戻し制度を導入した。同制度は、完成車に占める国内調達部品等の国内付加価値の割合に応じて、物品税が割戻しされる仕組みとなっており、国産自動車部品を一定の要件を満たしたサプライヤーから調達していることを条件としていた。エコカー（Energy Efficient Vehicle（EEV））プログラムに焦点をおいた 2014 年 1 月の NAP の見直しにより、物品税の割戻し制度も改定され、物品税割戻しによる減税効果を特に享受しうることとなった。

詳細は、2016 年版不公正貿易報告書 95 頁参照。

数量制限

（1）丸太の輸出規制等

マレーシア半島部では、自国における木材の加工度を高めることを目的として、1985 年に指定された 27 樹種及び直径 12 インチ以上のすべての樹種について輸出禁止措置が開始された。その後、2 樹種が追加され、現在 29 樹種の輸出が禁止されている。サバ州では、2018 年 5 月から、州内の木材産業の需要を満たし、雇用機会を創出するために、丸太輸出が禁止された。2022 年 1 月に、同措置は撤回され、条件付きで丸太輸出が認められることとなった（天然林

は生産量の20%まで輸出可、人工林は制限なし)。サラワク州では、1999年から天然林由来の丸太生産量の一定割合(2017年7月からは80%、新型コロナウイルスパンデミック中の2020年7月から2022年6月は60%)を州内加工用とし、残りを輸出用とする輸出規制が実施されている。また、樹種に対する規制として、1980年からラミンの丸太、1993年からホロー、アラン、バトウの丸太輸出をそれぞれ禁止している。

<国際ルール上の問題点>

これらの輸出禁止・数量規制は、GATT第11条に違反する可能性がある。

<最近の動き>

当該措置について、今後も注視していく。

(2) 鋼板の輸入免税枠制度

マレーシアでは、電気亜鉛めっき(EG)鋼板をはじめとする鉄鋼製品に総じて50%の高い関税が課されていたが、2009年にマレーシア国際貿易産業省(MITI)及びマレーシア工業開発庁(MIDA、現マレーシア投資開発庁)は、国内調達が不可能な鋼板について、輸入者に一年間の期限を付した輸入免税枠を付与する制度を設けた。しかしながら、制度の手続や国内製造の可否の判定基準が不透明であることに加え、国内調達の可能性判定にあたり国内鉄鋼メーカーの意見が優先的に採用され、免税申請が全量認められなかったり、審査や輸入免税枠取得に時間を要したりするなど、日本にとって不利益となるケースが見られた。これらの状況を踏まえ、これまで本免税制度の運用について政府間協議及び官民協議を数次実施されている。22年5月には日本人商工会(JACTIM)がマレーシア税関(DDB)及びMITIに対して鉄鋼輸入関税の還付遅延に対して改善を求めた。両国間で課題を認識し、一定の運用の明確化が図られるなど改善されているが、引き続き制度の公平・公正な運用の観点から、輸入免税の判断基準の明確化や手続の更なる迅速化など注視する必要がある。

詳細は2017年版不公正貿易報告書110頁参照。

関 税

関税構造

*本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。関税、関税率、譲許率、譲許税率の定義は、第5章1を参照。

<措置の概要>

関税法(Custom Acts(1967, Act 235))及び関連法規において、関税率及び特殊関税(相殺関税及びアンチ・ダンピング関税など)などが規定されている。対日輸入適用税率には、MFN税率、日マレーシア経済連携協定(日マレーシアEPA)税率、日・ASEAN包括的経済連携(AJCEP)協定税率、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)税率又は地域的な包括的経済連携(RCEP)協定税率等が適用される。また、自社の製造工程に直接使用する目的で輸入される機械や設備、原材料などに対する関税優遇措置(輸入関税の免除など)がある。

マレーシアの2021年時点の非農産品の単純平均譲許税率は14.9%であるが、電気機器(最高40%)、自動車用ゴム製タイヤ(40%)、衣類(最高30%)等の高い譲許税率が存在する。また、2021年時点の非農産品の譲許率は81.9%である。非譲許品目は、トラクター(最高30%)、自動車(最高30%)等がある。2021年時点の単純平均実行関税率は5.2%であった。

<懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限りWTO協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済厚生を高めるというWTO協定の精神に照らし、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

<最近の動き>

IT製品の市場アクセス拡大の促進に向けて、2015年12月に妥結されたITA拡大交渉(詳細は、第II部第5章2.(2)ITA(情報技術協定)交渉を参照)について、

マレーシアは、2016年7月から対象品目201品目の関税撤廃を開始した。例えば、高関税品目としては、新型半導体（30%）、テレビ受信機（30%）、ゲーム機（30%）等が挙げられる。これらを含む全対象品目の関税が2023年までに撤廃されることになる。

2006年7月に日マレーシア EPA が発効されたことで、我が国から輸出するほぼ全ての鉱工業品の関税が10年以内に撤廃され、市場アクセスの改善が図られた。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、2020年3月24日、マレーシア財務省は2020年3月25日から医療機器、検査機器、個人用防護具及び使い捨ての製品、同年3月30日から手指消毒剤の製造に用いられた未変性エチルアルコール及び変性エチルアルコールの輸入関税、売上税及び物品税を一時的に免除する措置を行った。本措置は新型コロナウイルス感染症が収束したと政府が宣言するまで効力を有する。

基準・認証制度

鉄鋼製品の強制規格

<措置の概要>

マレーシア政府は、2008年より鉄鋼製品に強制規格を導入し、対象品目をマレーシアに輸出するためには適合性評価許可証（COA）を取得する必要がある。また、マレーシア標準工業研究所（SIRIM）又は海外検査機関による年1回の工場監査により製品認証を受けるか、出荷毎に SIRIM 又は海外検査機関のサンプル検査を受ける必要がある。

<国際ルール上の問題>

マレーシア政府は、本適合性評価手続の政策目的を消費者の健康と安全の確保と説明している。しかしながら、これらの政策目的は、鉄鋼製品のような中間財への規制では達成することができず、むしろ最終製品の安全規制により達成されるべきものであると考えられる。したがって、本適合性評価手続は、政策目的に照らして過剰な規制である疑義があり、TBT 協定第5.1.2条に違反する可能性がある。さらに、TBT 協定

第5.6.2条において、「適合性評価手続案の技術的内容が関連する国際規格の技術的内容に適合していない場合において、当該適合性評価手続案が他の加盟国の貿易に著しい影響を及ぼすおそれがあるときは、」「当該適合性評価手続案の目的及び必要性に関する簡潔な記述と共に事務局を通じて他の加盟国に通報する」としているが、現時点までマレーシアは通報した事実がなく、この通報義務にも反している可能性がある。

<最近の動き>

本適合性評価手続については、二国間会合等においても懸念を表明している。引き続き、本制度の運用を注視していく。

サービス貿易

外資規制等

2020年版不公正貿易報告書 99-102頁参照。

5. フィリピン

数量制限

未加工鉱石に対する輸出制限

2014年にフィリピン議会に提出された鉱業法改正法案・2016年に再提出された法案は、インドネシア新鉱業法と同様、未加工鉱石の国内製錬義務や未加工鉱石の輸出禁止等を課すものであり、協定整合性に疑念のある鉱石の輸出制限が拡散しつつあることが懸念される。現時点において、これらの法案は成立していないものの、2021年にも同様の法案が下院に提出されている。我が国は、引き続きフィリピン議会の動向を注視しつつ、二国間協議等の場で国際ルールに則った対応を促していく。詳細は2017年版不公正貿易報告書 118頁参照。

関 税

関税構造

*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。関税、関税率、譲許率、譲許税率の定義は、第 5 章 1 を参照。

<措置の概要>

関税法、税関現代化・関税法及び関連法規において、関税率及び特殊関税（相殺関税、アンチ・ダンピング関税、セーブガード関税など）などが規定されている。対日輸入適用税率には、MFN税率、日・フィリピン経済連携協定（日フィリピンEPA）税率又は日・ASEAN包括的経済連携（AJCEP）協定税率等が適用される。

フィリピンの2021年時点の非農産品の単純平均譲許税率は 23.5%であり、特に、繊維製品（最高 50%）、電気機器（最高 50%）等、高い譲許税率が存在する。また、2021年時点の非農産品の譲許率は低く 61.8%にとどまっており、非譲許品目としては自動車、時計等がある。

フィリピンは 1980 年から関税構造の改革を進め、一部の農水産品を除く実行関税率を 2004 年までに 5%に統一することを明らかにしていた。しかし、フィリピン政府は 2003 年、関税率の見直しを実施することを決定し、1,000 品目以上の実行関税率が引き上げられ、自動車（最高 30%）、電気機器（最高 30%）、一部の繊維製品（最高 20%）等の高い実行関税率が存在する。なお、2021 年時点の非農産品の単純平均実行関税率は 5.5%であった。

<懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限り WTO 協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済厚生を高めるというWTO 協定の精神に照らし、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

また、譲許率が低いことや実行関税率が譲許税率を下回って乖離していることは、WTO 協定上問題はないが、当局による恣意的な実行関税率操作を可能とするため、予見可能性を高める観点から、非譲許品目が譲

許されること、また、譲許税率が引き下げられることが望ましい。

<最近の動き>

IT 製品の市場アクセス拡大の促進に向けて、2015 年 12 月に妥結されたITA拡大交渉（詳細は、第II部第 5 章 2. (2) ITA（情報技術協定）交渉を参照）について、フィリピンは、2017 年 7 月から対象品目201品目の関税撤廃を開始した。例えば、高関税品目としては、新型半導体（50%）、録音・再生機器（50%）、スイッチ類（50%）等が挙げられる。これらを含む全対象品目の関税が2023 年までに撤廃されることになる。

なお、2008 年 12 月に日フィリピン EPA が発効したことで、我が国から輸出するほぼ全ての自動車、全ての自動車部品、電気電子製品及び同部品、一部の鉄鋼製品等の関税が段階的に撤廃され、市場アクセスの改善が図られた。

サービス貿易

外資規制等

*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

フィリピンにおける投資規制は、原則承認、例外規制の方針となっており、外国投資が規制されている分野は、外国投資法（RA8179）により定められた外国投資ネガティブリストとして定期的に改訂されている。2018 年 10 月、執筆時点で最新となる第 11 次外国投資ネガティブリスト（FINL: Foreign Investment Negative List）が公表された。

主なポイントは、

- ー建設業が従前の 20%から 40%まで可能になった、
- ー通信業が従前の 20%から 40%まで可能になった、
- ー小売業は不変だった。

日本企業の関心が高い小売業については、2018 年 11 月、ドゥテルテ大統領が外資規制を解除するために迅速な対応をとるよう指示した項目の 1 つ（大統領通達

第16号)であるが、第11次外資規制リストでは規制緩和されなかった。この点、貿易産業大臣はまずは個別の法律(小売を規制している小売自由化法)を改正したいと述べており、2021年12月にドゥテルテ大統領が小売自由化法(2000年施行)での外資規制を緩和する法案に署名した。現行の小売自由化法では、フィリピンにおいて小売業に進出する外資系企業に対して、国内事業者保護の観点から厳しい規制を設けていたが、同法を改正することで外資系企業がフィリピンで小売業に進出するに当たって参入障壁となっていた各種規制が緩和される。

主なポイントは、

- 払込資本金について、外資60%未満の外国企業250万ドル(約28,950万円、1ドル=約115.8円)以上、外資100%の外国企業750万ドル(約868,500万円、1ドル=約115.8円)以上から、一律2,500万ペソ(約5,750万円、1ペソ=約2.3円)以上に引き下げ。
- 外資系企業が実店舗を運営する場合、各店舗への投資額が83万ドル(約9,611万円、1ドル=約115.8円)以上から1,000万ペソ(約2,300万円、1ペソ=約2.3円)以上に引き下げ。
- 小売業で5年以上の実績を有することや、世界で小売店舗もしくはフランチャイズを5件以上展開していること、親会社の純資産について一定金額以上であることの要件を撤廃。

また、2022年に、公共サービス法も改正される見通し)。1936年に成立した現行の公共サービス法は、フィリピン人もしくはフィリピン人が60%以上出資する企業だけに「公益事業」の運営・管理業務への参入を認めている。しかし、同法では「公益事業」の定義が明確でなかったため、これまで幅広い分野が「公益事業」とみなされ、外資系企業がフィリピンにおいてビジネスを行う上での参入障壁となっていた。同改正法案によって、「公益事業」の定義を明確化する。

主なポイントは、

- 「公益事業」は、電力の送配電、石油又は石油製品のパイプライン輸送システム、上下水道、港湾、公共交通車両を指す。
 - 通信、輸送業、航空運送業、鉄道・地下鉄などの分野において外資出資規制を緩和する。
- フィリピンにおけるその他の外資制限は<図表 I-

2-2> のとおりである。

<懸念点>

上記の様々な外資規制に改善の動きもみられる。フィリピンのサービス協定上の約束に反しない限り WTO 協定違反となるものではないが、WTO 及び GATS の精神に照らして、自由化に向けた取組が望まれる。

<最近の動き>

日フィリピン EPA 締結後に、商船企業によるフィリピン人技術者育成学校の開校の動きや、IT 分野でのコールセンター事業への参入等、我が国サービス業の進出が見られる。

2016年6月に発足したドゥテルテ政権は、政権運営の柱となる「主要社会経済政策 10 項目」の1つとして「外国資本に関する憲法規定の緩和など、競争力強化と規制緩和を行い、海外直接投資の呼び水とする」ことを掲げており、前述のとおり、2018年10月に第11次外国投資ネガティブリストが公表された。

我が国は、引き続き外資規制に関する法律改正の動向等を注視するとともに、二国間政策対話や EPA のフォローアップ会合等で、これら外資規制の緩和を促していく。

<図表 I-2-2>フィリピンにおける主な外資制限

分野	規制の概要
銀行	<p>銀行分野の外資規制は、従来、以下の 2 つの法律等により定められ、外国銀行による国内銀行への出資比率は 60%に制限されていたほか、支店を開設可能な外国銀行の数に上限が設定され、フィリピンに未進出の外国銀行が新たに支店を開設することは不可能となっていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国銀行自由化法 (Act Liberalizing the Entry and Scope of Operations of Foreign Banks in the Philippines) (1994 年 5 月成立) ・2000 年一般銀行法 (General Banking Law of 2000) (2000 年 5 月成立) <p>しかし、2014 年 7 月に外国銀行の国内市場参入認可に関する法律 (Act Allowing the Full Entry of Foreign Banks in the Philippines 共和国法第 10641 号) が成立した。これにより、フィリピン中央銀行の認可を条件として、以下の 3 つの形態による外銀の新規参入が認められることとなった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内銀行の買収 (外銀による 100% の出資。60%の出資比率上限の撤廃。) ・新規現地法人の設立 ・支店の開設 (支店を開設可能な外国銀行数の上限撤廃)
保険	<ul style="list-style-type: none"> ・2001 年 12 月に発出された Department Order No. 31-01 (その後 2006 年の Department Order No. 19-06 及び No. 27-06 で一部改正) では、外資による出資比率に応じた最低資本金を課していたが、2012 年 6 月の省令により、外資による出資比率に拠らず一律となった (2013 年に法制化)。 ・再保険取引に関しては自動車保険の海外出再の禁止などが課せられている。 ・2016 年 8 月に共和国法 10881 号が成立し、ノンバンク (ファイナンス会社 (Financing companies)、貸金業者 (Lending companies)、証券引受会社 (Investment houses) 及び保険査定業者 (Insurance adjustment companies)) について、外資規制が撤廃された。それ以前は、ファイナンス会社については 60%、貸金業者及び証券引受会社については過半数未満 (49%)、保険査定業者については 40%という外資出資比率の上限が設けられていたが、これらの業種について外資 100%による進出が可能になった。
建設	<p>外資による出資規制は、外国投資法によるネガティブリストに掲載されているものを除いて認められており、建設業 (工事会社) については、同リストに掲載されていないが、実際に建設業を行うためには、Constructors License Law (CLL 法) (RA 4566) で、貿易産業省 (Department of Trade and Industry) 管轄の、建設業を統括している建設産業庁 (Construction Industry Authority of the Philippines) の下部組織であるフィリピン建設業許可委員会 (Philippine Contractors Accreditation Board) から建設許可証を入手しなければならない。また、CLL 法の施行細則にて外資比率が 40%以下の企業については、国内企業と同等の通常許可 (Regular License) が与えられるが、40%を超える企業については、個別事業ごとに許可され、当該事業に限り有効な許可 (Special License) が与えられる。一方、フィリピン国内で資金供与を受ける公共工事 (国際入札案件を除く) に関しては、「第 11 次外国投資ネガティブリスト (2018 年 10 月発効)」に基づき、外資比率 40%以下に制限されている。</p>

6. ミャンマー

サービス貿易

外資規制等

2020年版不公正貿易報告書 106頁参照。